

第4期小林市地域福祉計画・地域福祉活動計画

(令和4年度～令和8年度)



令和4年3月

小 林 市
小林市社会福祉協議会

はじめに

本市では、平成29年に「第3期地域福祉計画」を策定し、「地域や暮らしのこまり事が早期に発見・解決され、住み慣れた地域でその人らしく、暮らし続けられる福祉のまちづくり」を基本理念に掲げ、地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

そのような中、地域福祉を取り巻く環境は、めまぐるしく変化しており、少子高齢化や人口減少、核家族化などの社会構造の変化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による生活の変化や自然災害の頻発等にもとない、本市においても福祉ニーズや地域福祉のあり方が多様化してきています。

また、制度の狭間にあって福祉サービスが行き届かないケースや家庭や地域が抱える課題が複雑化、複合化するなど、従来の行政の福祉制度のみでは対応が難しいなどの現状もあります。

そのため、これからの地域福祉は、介護や生活困窮、子育てなどのさまざまな分野を超えた包括的な支援体制づくりとともに、誰もが居場所や役割があり、地域で互いに支え合い、助け合う地域共生社会の実現が求められているところです。

今回策定した「第4期小林市地域福祉計画」においても、小林市社会福祉協議会の地域福祉活動計画と一体的に策定し、これまでの理念を継承しながらも、さらなる地域の福祉力向上や再犯防止等の視点からの福祉のまちづくりのための指針や具体的取組を盛り込んでいます。

今後は、ともに支え合い、安心して暮らせる福祉のまちづくりに向けて、官民一体となってさらなる連携の強化を図りながら、人と人、人と社会がつながり、子どもから高齢者まで全ての市民が、健康で生きがいを持ち、笑顔でいきいきとした生活を送れるよう、地域の皆様とともに協働による地域福祉の充実に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました小林市地域福祉推進協議会の皆様をはじめ、地域福祉座談会や調査、アンケート等に貴重なご意見、ご提案、ご協力をいただきました関係機関、そして市民の皆様にご心よりお礼申し上げます。

令和4年3月

小林市長

高 原 義 久



ごあいさつ

少子高齢化や人口減少、様々な生活様式の変化など、近年の地域社会は大きく変容をし、社会的孤立や経済的困窮、引きこもりや虐待、権利侵害など地域の生活課題・福祉課題は複雑化、深刻化しています。

地域福祉は、こうした課題を受け止め、その解決に向け、誰もが住み慣れた地域社会のなかで健康を維持し生きがいを感じながら自分らしく安心な暮らしが続けていけるよう、地域住民の皆様とともに福祉のまちを創り上げていくための取り組みです。

小林市社会福祉協議会は、「お互いさま、おかげのさまの支え合いによる地域づくり」をその根底に置き、地域福祉がよりよく小林市に浸透し展開されていくように福祉のまちづくりに取り組むことを使命としています。

その使命を果たすために、地域の誰もが社会参加のかなう地域共生社会の実現を目指し、地域住民の皆様と一緒に自分たちの地域をどうしていくのかを自ら考える「地域力」の向上に取り組んでまいります。

併せて、地域の皆様や関係機関、社会資源と連携・協働しながら、地域の多様な福祉課題・生活課題を解決するための包括的な支援体制を整備し、地域ニーズの充足ができるよう地域に根ざした福祉サービスの開発・提供に努め本計画を推進してまいります。

地域住民の皆様には、本計画並びに今後展開される地域福祉活動にご理解をいただき、何卒ご協力賜りますようお願い申し上げます。

最後に、行政をはじめ関係機関、関係団体の皆様に深く感謝を申し上げますとともに今後ともご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年3月

小林市社会福祉協議会会長

吉丸政志



目 次

第1章 計画の趣旨と位置づけ	1
1 計画策定の趣旨	3
2 地域福祉とは	3
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間	5
5 計画の策定体制	6
6 計画の策定方法	7
第2章 小林市の現状と課題	9
1 人口の状況	11
2 世帯の状況	14
3 支援を要する市民に関する状況	17
4 地域福祉を支える活動組織の状況	20
5 社会福祉施設・資源の状況	25
6 社会福祉協議会の状況	30
7 各種調査結果からみる本市の現状	33
8 地域別座談会からみる本市の現状	39
9 第3期計画の評価	41
10 小林市の課題	43
第3章 基本理念・基本的な視点	45
1 基本理念	47
2 基本的な視点	48
3 施策の体系	49
第4章 今後の取組	51
基本目標1 分野を超えた総合的・包括的な支援を提供できる体制づくり	53
基本目標2 地域の中で誰もが安心して生活できる地域づくり	59
基本目標3 地域の課題に地域で取り組むことができる体制づくり	65
第5章 地区別計画	71
第6章 小林市再犯防止推進計画	95
1 計画策定の趣旨	97
2 基本方針	97
3 施策方針	98
第7章 計画の推進体制	101
1 協働による計画の推進	103
2 計画の点検・評価	104
資料編	109
1 用語解説	111
2 計画策定の経過	114
3 小林市地域福祉推進実施要綱	116
4 小林市地域福祉推進協議会委員名簿	119
5 小林市地域福祉推進庁内委員会委員名簿	120
6 第4期小林市地域福祉計画・地域福祉活動計画表紙募集概要	121

第1章 計画の趣旨と位置づけ

第1章 計画の趣旨と位置づけ

1 計画策定の趣旨

わが国においては、全国的に少子高齢化や核家族化が進行する中で、地域のつながりが希薄になるなど、地域社会を取り巻く環境が大きく変化しています。

これまで国は、高齢者や障がい者、子ども等の対象者、生活困窮や保健、医療等の分野ごとに、公的支援制度の整備を図ってきましたが、介護と育児が同時期に発生する「ダブルケアの問題」や80代（高齢）の親が50代（中高年）の子どもの生活を支える「8050問題」等、複雑化・複合化した問題を抱える人が増えています。

そのような状況を踏まえ、平成28年6月に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」において、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会の実現」を目指す方向性が示されました。

本市においてはこれまで、関係団体・関係機関、社会福祉協議会、行政が一体となって、地域住民の福祉課題を身近な地域での支え合い・助け合いを通じて支援する関係づくり、地域福祉の推進を図るため、「小林市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、計画に基づく施策の推進を図ってきました。

令和3年度末をもって、第3期計画の計画期間終了を迎えることから、社会動向及び本市の実情を踏まえながら、本市の地域福祉を一層推進し、地域共生社会を実現させるための指針として、新たに「第4期小林市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定します。

2 地域福祉とは

福祉を考えると、私たちは、高齢者、障がい者、子どもなど対象者ごとに分けて捉えがちです。

しかし、地域の課題の中には、一つの法律や福祉制度では対応できない複合的な課題や、公的なサービスの対象にはならないものの生活する上で困っていることなど、既存の公的サービスの枠組みに当てはまらないことが多くあります。

地域福祉とは、地域の「ひと」のつながりを大切に、お互い助けたり助けられたりする関係やその仕組みを構築していくことで、一人ひとりの地域の課題を解決し、さらに地域全体をより良いものにしていくとする営みです。

社会福祉法においては、「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。」と定められています。

そして、地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

3 計画の位置づけ

(1) 他計画との関係

「小林市地域福祉計画」は、「第2次小林市総合計画」を上位計画とした個別計画であり、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として、「地域福祉の推進」を図るための基本的指針となるものです。

また、高齢者、障がい者、子ども等を対象とした福祉に関連する本市の分野別計画と整合・連携を図りながら、これらの計画を横断的につなげる計画として策定するものです。

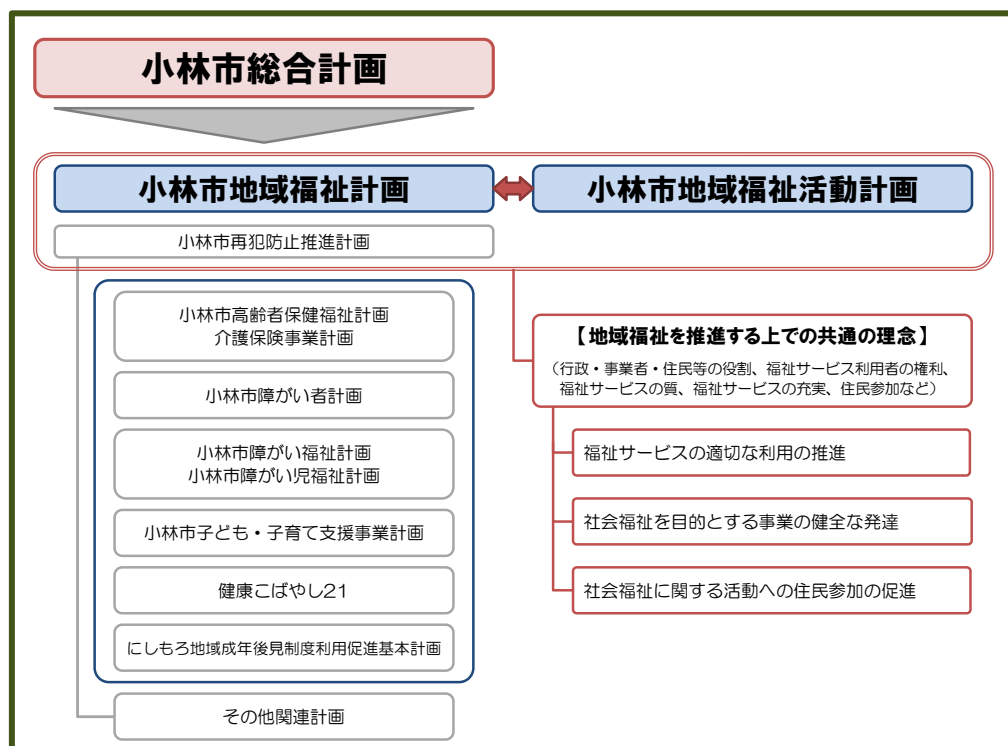
一方、「小林市地域福祉活動計画」は、市民参加のもとに地域住民、ボランティア、NPO等が自主的・自発的な活動を行いながら互いに連携し、地域での組織化を具体的に進めていく計画として、小林市社会福祉協議会が策定するものです。

地域福祉推進のための基盤や体制づくりを推進する「地域福祉計画」とそれを実行するための住民活動、行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」は、言わば車の両輪であり、基本理念を共有し、行政や住民、地域福祉団体、ボランティア、NPO、事業所等、地域に関わるものの役割や協働を明確化し、実効性のある計画とするとの考えに基づき、一体的に策定します。

また、平成28年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」において、都道府県及び市町村に対し、「地方再犯防止推進計画」を策定する努力義務が課されました。

地方再犯防止推進計画については、政策的に関連の深い「市町村地域福祉計画」等と一体的に策定することが認められていること等を踏まえ、本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく「地方再犯防止推進計画」を内包する計画として位置づけます。

他計画との関係



(2) 協働によるまちづくりとの関係

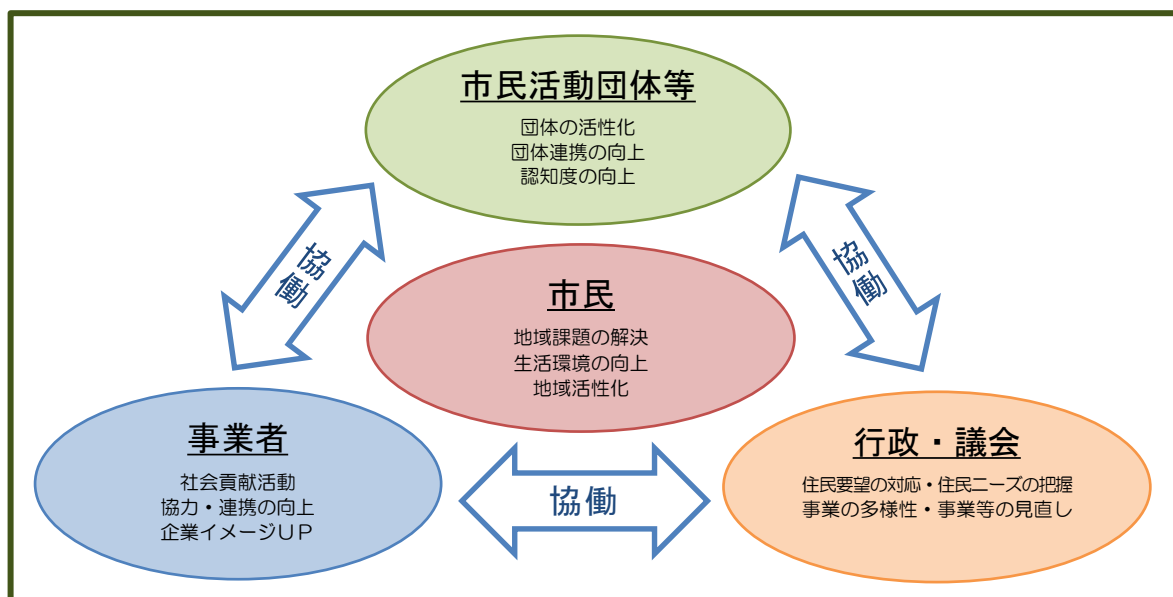
本市では平成20年3月に、市民との協働を促進していくための基本的な考え方や推進策等を明らかにした「市民協働のまちづくり基本指針」を策定し、市民と行政が一体となった協働のまちづくりを推進しています。

また、平成25年3月には、市民と行政が一層協働を推進し、暮らしやすいまちづくりを実現することを目的に、「小林市まちづくり基本条例」を制定しました。

「市民協働のまちづくり基本指針」においては、「協働」の定義を「豊かで活力あるまちづくりを推進するため、市民や市民活動団体、地域コミュニティ、事業者、行政がそれぞれの主体性、自発性のもと、お互いの立場や特性を認識、尊重し合いながら、対等な立場で共通の目的を達成するために協力・協調すること」と定めています。

地域福祉の推進にあたっては、福祉コミュニティづくりという共通目標に向かって、住民をはじめ、福祉の専門職、サービス提供事業者、民間事業者等が協力して取り組むことが不可欠であり、「協働」は地域福祉における大前提であることを意味しています。

「協働のまちづくり」イメージ図



4 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間としますが、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

5 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、庁内の策定体制として「小林市地域福祉推進庁内委員会」を設置するとともに、広く意見を聴くため、関係団体の代表者等からなる「小林市地域福祉推進協議会」を設置し、計画に盛り込む施策等について検討を行いました。

また、小林市社会福祉協議会において「策定委員会及び検討部会」を開催し、施策等の検討を行いました。

小林市地域福祉推進協議会 実施概要

回	期日	内容
第1回	令和3年9月22日	・小林市地域福祉計画・地域福祉活動計画概要説明 ・各種調査及び地域別座談会報告 ・計画体系案の検討
第2回	令和3年10月29日	・計画素案の検討
第3回	令和4年1月	・パブリックコメントの結果報告、最終案の確認協議 (書面会議)

小林市地域福祉推進庁内委員会 実施概要

回	期日	内容
第1回	令和3年8月4日	・小林市地域福祉計画・地域福祉活動計画概要説明 ・各種調査及び地域別座談会報告 ・重層的支援体制整備事業説明
第2回	令和3年10月18日	・計画素案の検討
第3回	令和4年1月21日	・パブリックコメントの結果報告、最終案の確認協議

小林市社会福祉協議会策定委員会・検討部会 実施概要

※策定委員会

回	期日	内容
第1回	令和2年10月26日	・策定のための計画、内容、取組体制について
第2回	令和3年6月25日	・経過報告、地域福祉座談会について
第3回	令和3年12月16日	・計画案について

※検討部会

回	期日	内容
第1回	令和2年10月12日	・策定のための計画、内容、取組体制について
第2回	令和2年11月24日	・前計画の評価、地域福祉座談会について
第3回	令和3年6月3日	・地域福祉座談会の取り組みについて
第4回	令和3年6月25日	・活動計画の方向性について
第5回	令和3年8月3日	・地域福祉計画・活動計画の進捗状況について
第6回	令和3年8月25日	・活動計画の具体的な取り組みについて
第7回	令和3年10月14日	・活動計画内容の再確認と具体的な取り組みについて
第8回	令和3年12月15日	・活動計画内容の最終確認と具体的な取り組みについて

6 計画の策定方法

策定体制による検討の実施の他、市民、民生委員、地区・校区社会福祉協議会役員、区長、社会福祉協議会職員、地域福祉推進庁内委員会委員それぞれを対象とするアンケート調査や地域別座談会、パブリックコメントの実施により、本市の現状や地域福祉に対する意見等を広く収集し、計画への反映に努めました。

(1) 市民調査

「小林市まちづくり市民アンケート調査」（実施担当課：企画政策課、対象：16歳以上の市民）において、地域福祉に関する項目を追加することにより、市民の地域福祉に関する意識等について調査を実施しました。（調査時期：令和3年2月、回答数：890件）

(2) 民生委員及び地区・校区社会福祉協議会役員調査

民生委員及び地区・校区社会福祉協議会役員を対象に、第3期計画の評価等について調査を実施しました。(調査時期：令和3年6月～7月、回答数：民生委員調査 113件、地区・校区社会福祉協議会役員調査 69件、合計 182件)

(3) 区長会調査

区長会総会出席者を対象に、地域福祉に関する地域の実態等について調査を実施しました。(調査時期：令和3年4月、回答数：57件)

(4) 社会福祉協議会調査

小林市社会福祉協議会職員を対象に、第3期計画の評価について調査を実施しました。(調査時期：令和2年10月～12月、回答数：19件)

(5) 地域福祉推進庁内委員会調査

小林市地域福祉推進庁内委員会委員を対象に、第3期計画の評価について調査を実施しました。(調査時期：令和3年3月～4月、回答数：17件)

(6) 地域別座談会

地区・校区社会福祉協議会役員等を対象に座談会を開催し、地域の困りごとやニーズについて意見を聴取しました。(実施時期：令和3年6月～7月、実施回数：19回)

(7) パブリックコメント

本計画案に対し、広く市民の意見を聴取するため、パブリックコメント(意見公募)を行いました。(実施時期：令和3年12月～令和4年1月、意見件数：0件)

第2章 小林市の現状と課題

第2章 小林市の現状と課題

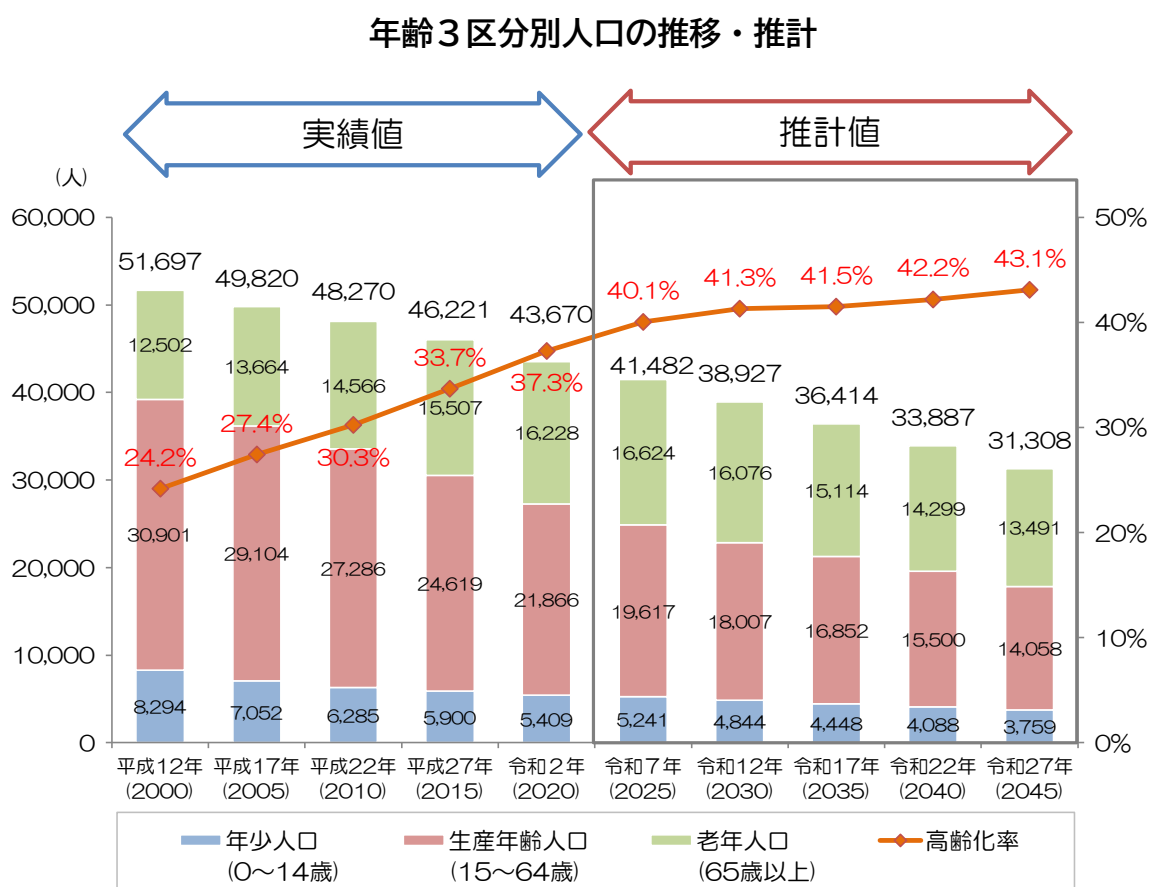
1 人口の状況

(1) 年齢3区分別人口の推移・推計

本市の総人口は、減少傾向が続き、令和2年には43,670人となっています。

年齢階層別で見ると、65歳以上の高齢者が年々増加しており、令和2年時点の高齢化率（総人口全体に占める65歳以上人口の割合）は37.3%となっています。

今後、少子高齢化の進展に伴う人口減少が予測されており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和27年の総人口は31,308人、高齢化率は43.1%となる見込みとなっています。



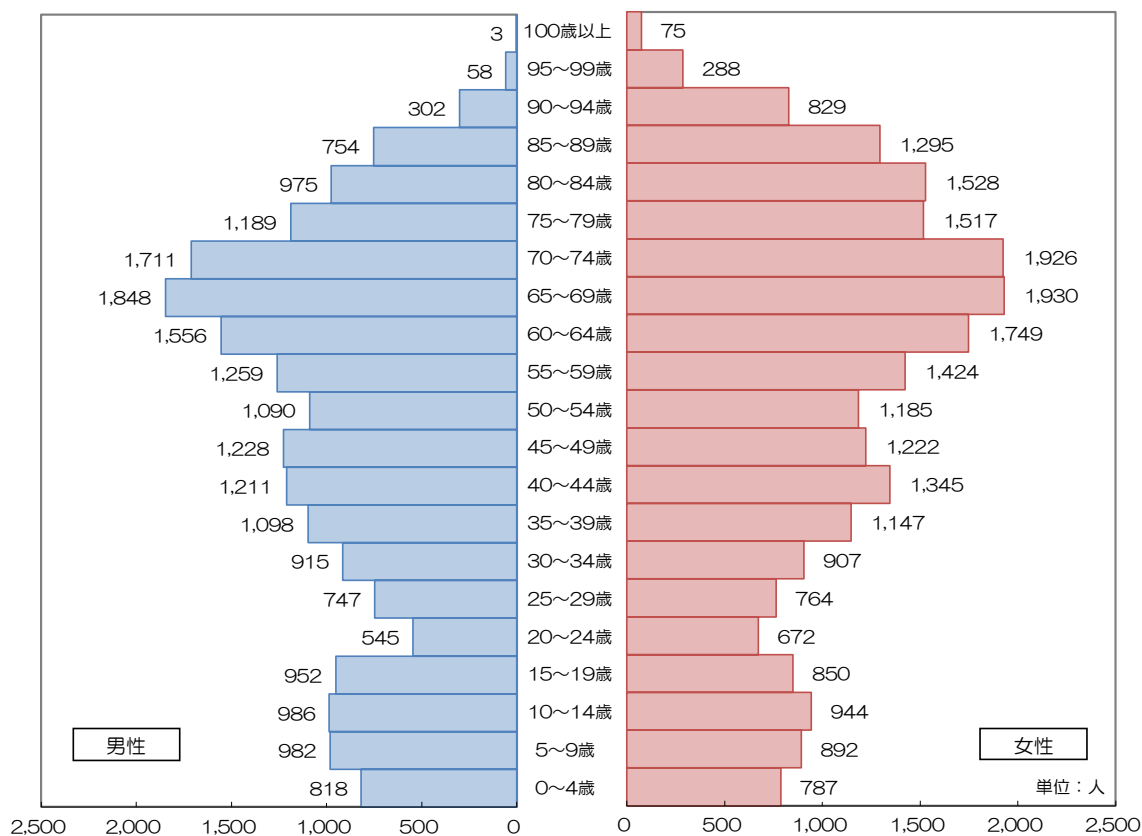
※令和2年まで「総務省：国勢調査」、令和7年以降「国立社会保障・人口問題研究所：日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

(2) 男女別・年齢別人口構成

本市の令和2年の男女別・年齢別人口構成をみると、20～24歳の主に高校卒業者を中心とした若年層にくびれがみられ、進学・就職を転機に市外へ人口が流出している様子が見えます。

一方、65～74歳に膨らみがみられ、今後この世代が75歳以上の後期高齢者となることにより、保健医療・福祉サービス等に対するニーズ量が増加する可能性が考えられます。

人口ピラミッド（令和2年）

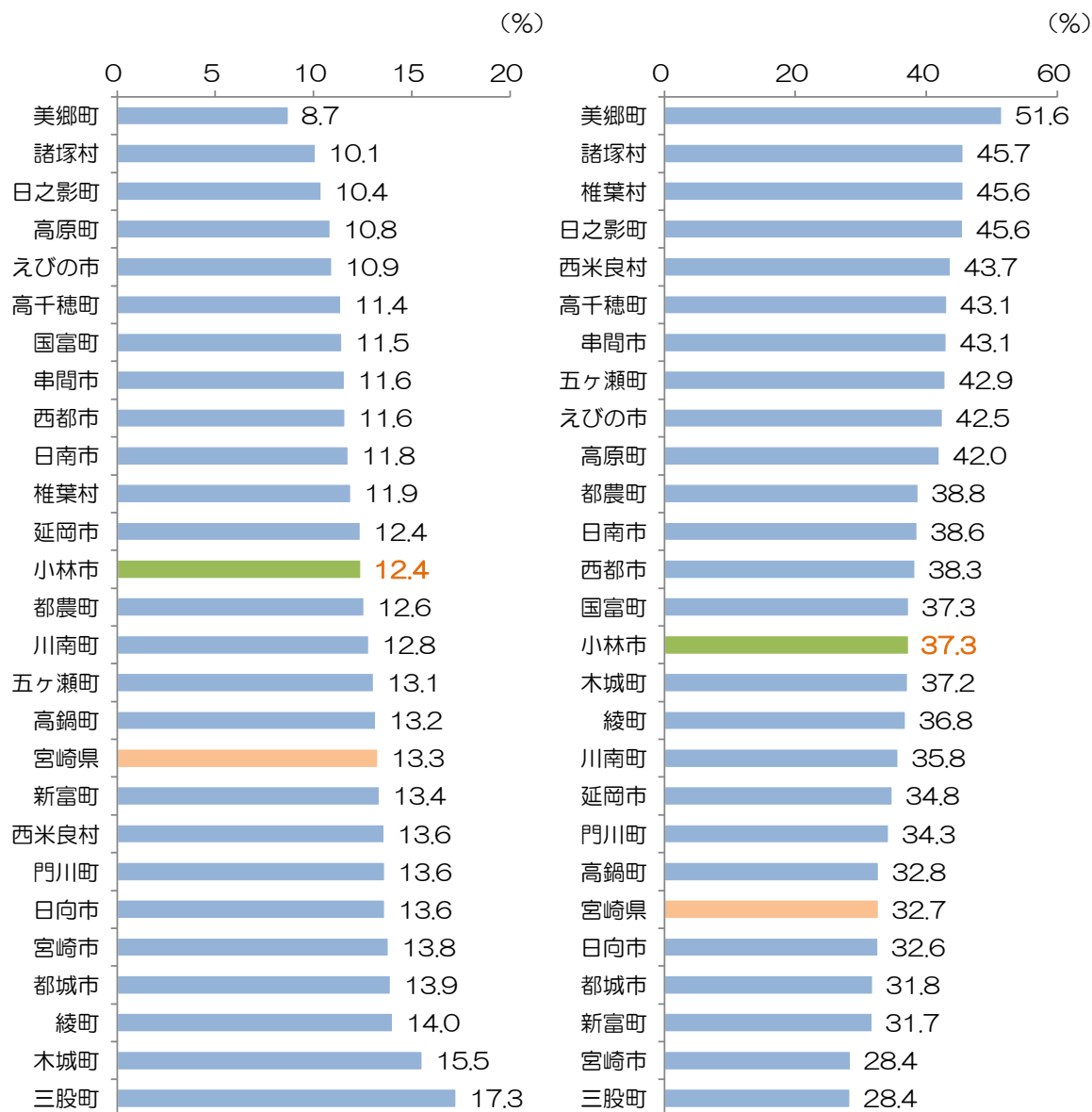


※「総務省：国勢調査」

(3) 年少人口比率・高齢化率

年少人口比率（総人口に占める 15 歳未満人口の割合）及び高齢化率の状況を見ると、年少人口が宮崎県全体を下回る一方、高齢化率は宮崎県全体を大きく上回っており、本市は、県全体と比べて少子高齢化が進んでいるといえる状況にあります。

年少人口比率・高齢化率の県・県内各市町村との比較（令和 2 年）



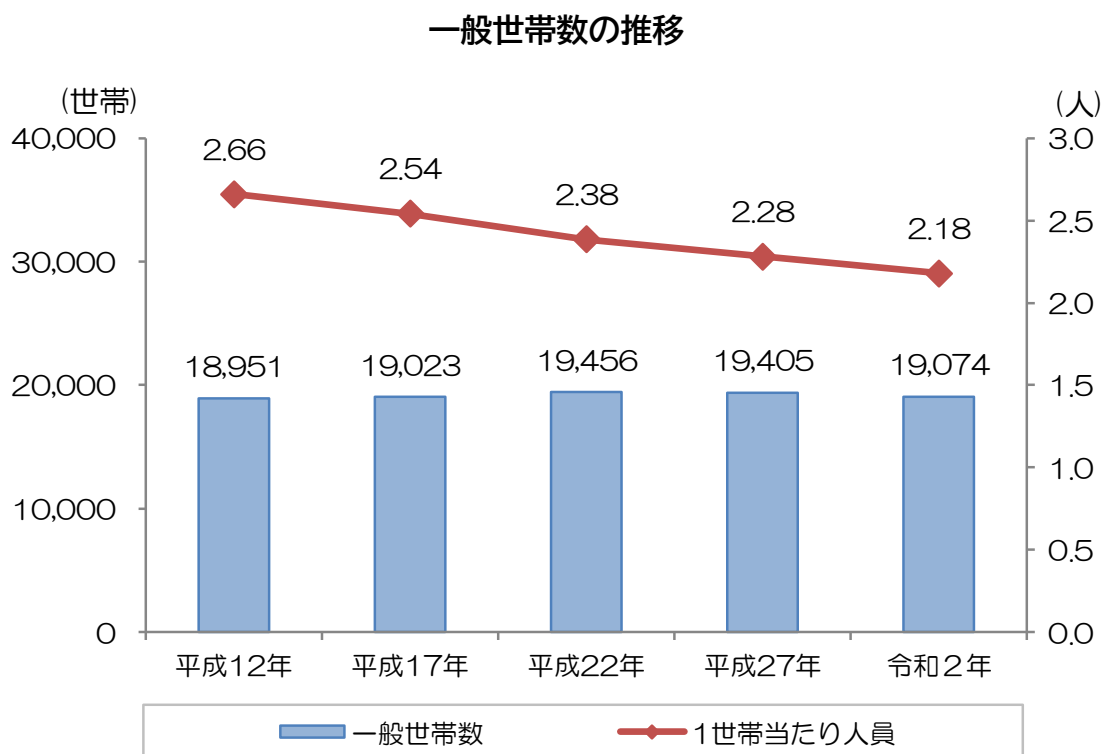
※「総務省：国勢調査」

2 世帯の状況

(1) 一般世帯数の推移

本市の一般世帯数は、近年減少傾向が続き、令和2年には 19,074 世帯となっています。

一方、1世帯当たりの人員は、核家族化の影響等により減少傾向にあり、令和2年には 2.18 人となっています。



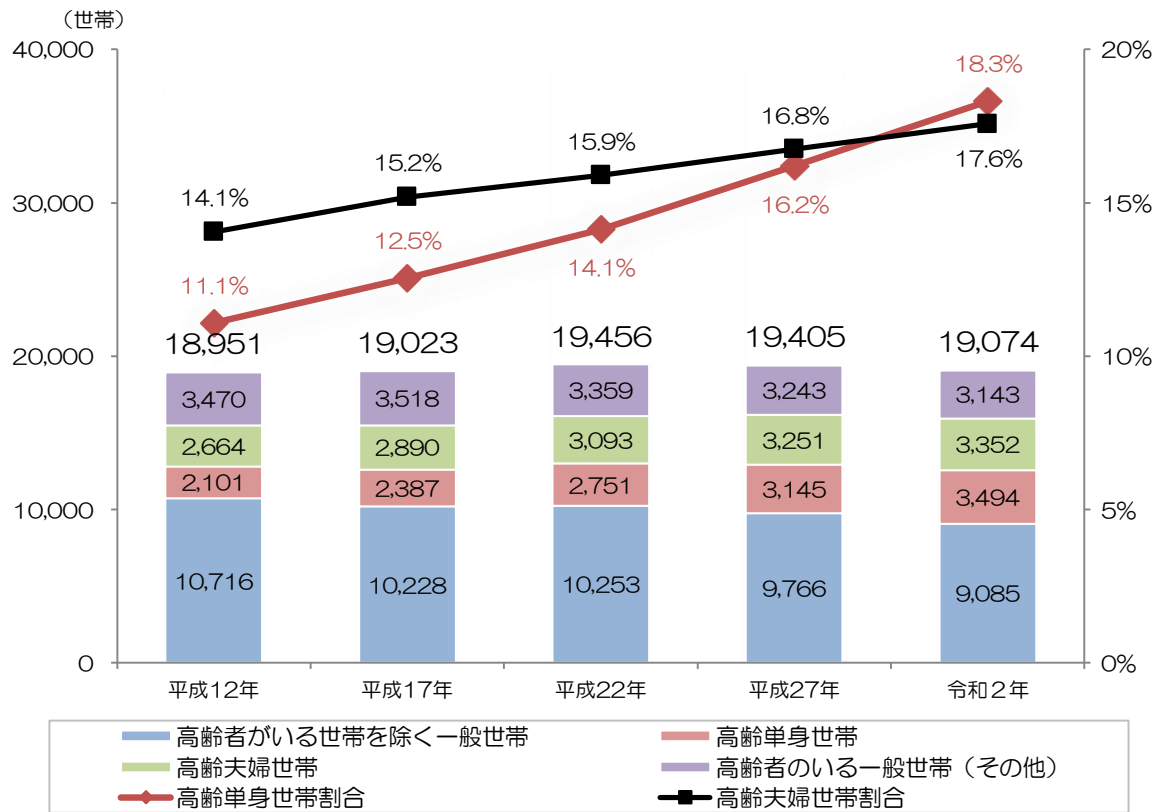
※「総務省：国勢調査」

(2) 高齢者世帯数の推移

高齢者の有無別で世帯数の推移をみると、「高齢単身世帯」「高齢夫婦世帯」が増加を続けています。

特に、「高齢単身世帯」の伸びが大きく、令和2年の高齢単身世帯数 3,494 世帯は平成12年の世帯数のおよそ 1.7 倍となっています。

高齢者世帯数の推移

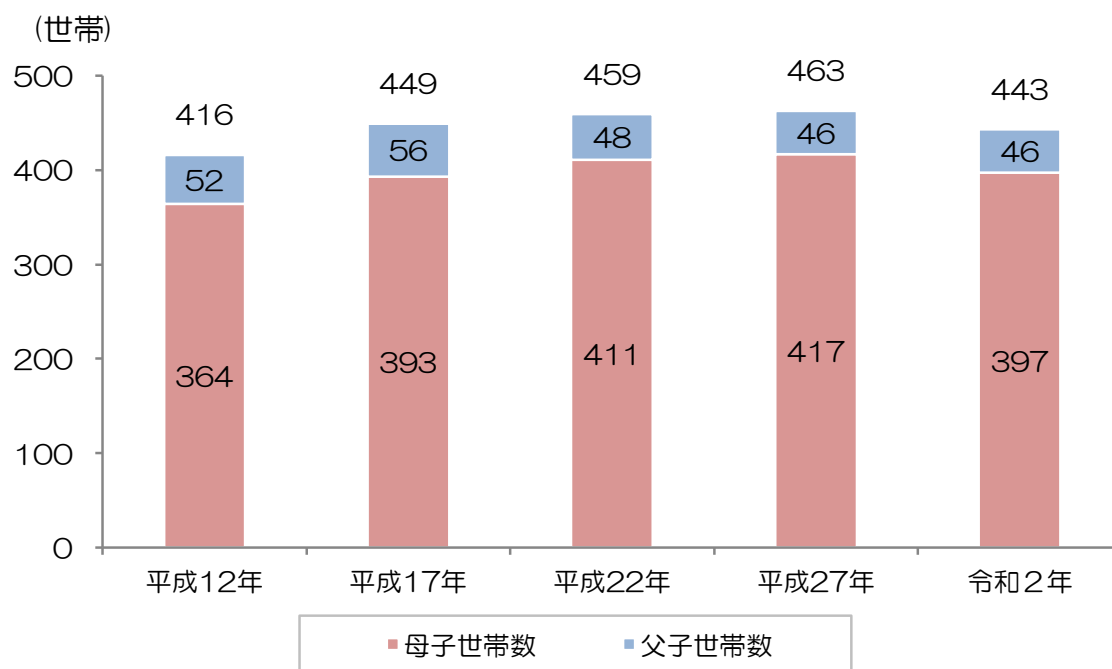


※「総務省：国勢調査」

(3) ひとり親世帯数の推移

ひとり親世帯の推移についてみると、これまで増加傾向で推移してきましたが、令和2年は減少に転じ、443世帯（うち母子世帯397世帯、父子世帯46世帯）となっています。

ひとり親世帯数の推移



※「総務省：国勢調査」

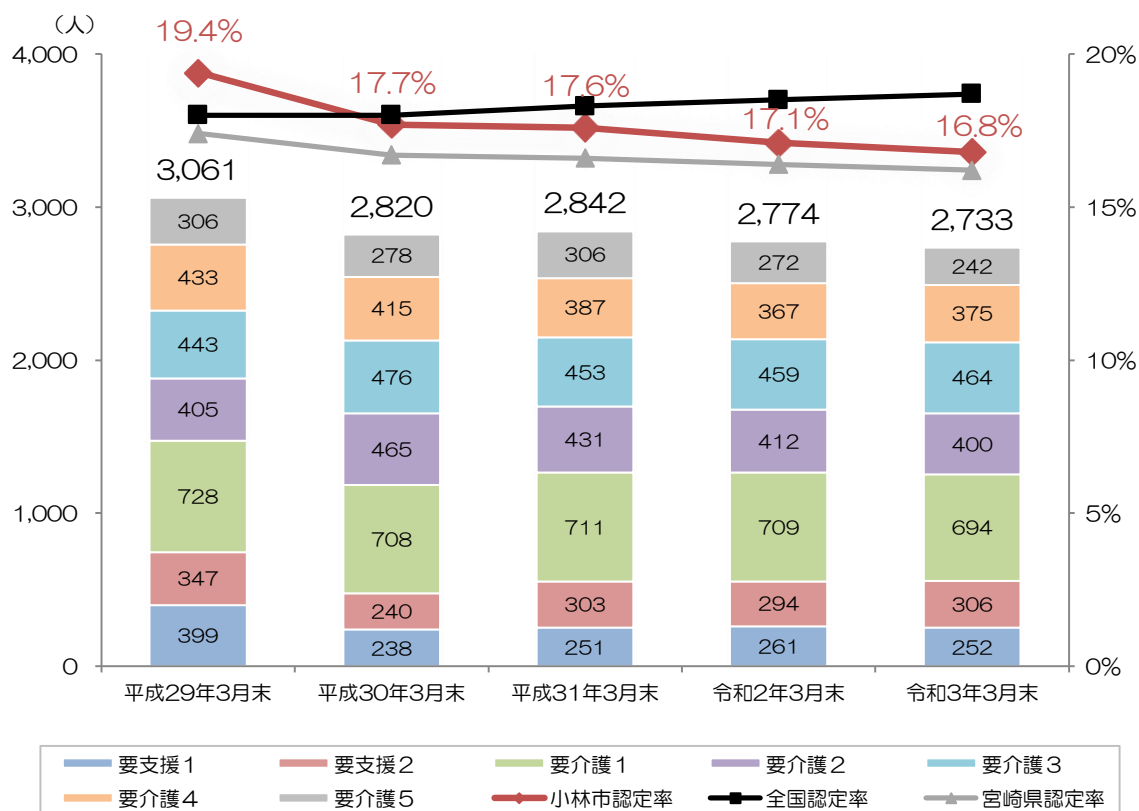
3 支援を要する市民に関する状況

(1) 要介護（要支援）認定者数の推移

本市の65歳以上の第1号被保険者に占める認定者割合（認定率）は、これまで国・県の数値を上回っていましたが、近年低下傾向にあり、令和3年3月末時点においては、県の数値を上回ってはいるものの、国の数値は下回っています。

認定率の低下に伴い、要介護（要支援）認定者数も減少傾向にあり、令和3年3月末時点では2,733人となっています。

要介護（要支援）認定者数の推移



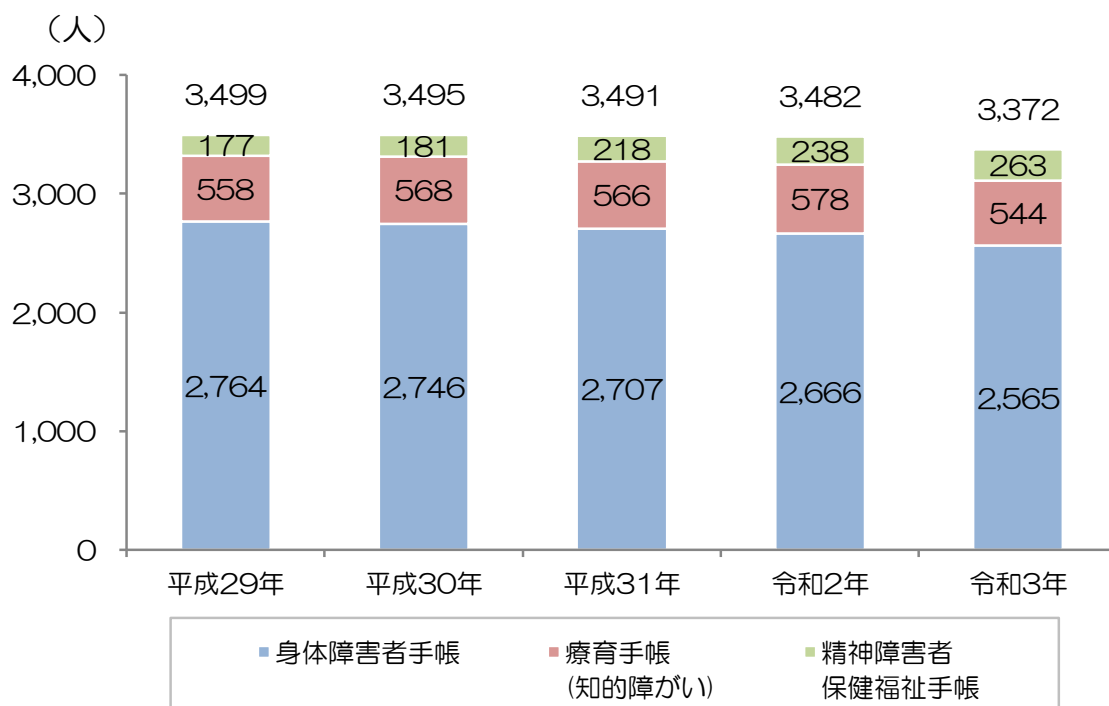
※「厚生労働省：介護保険事業状況報告」

(2) 障害者手帳交付者数の推移

障害者手帳交付者の総数をみると、近年減少傾向にあり、令和3年には3,372人となっています。

手帳種別で見ると、身体障害者手帳交付者数が減少傾向にある一方、精神障害者保健福祉手帳交付者数が増加傾向にあり、令和3年の交付者数263人は平成29年の交付者数のおよそ1.5倍となっています。

障害者手帳交付者数の推移

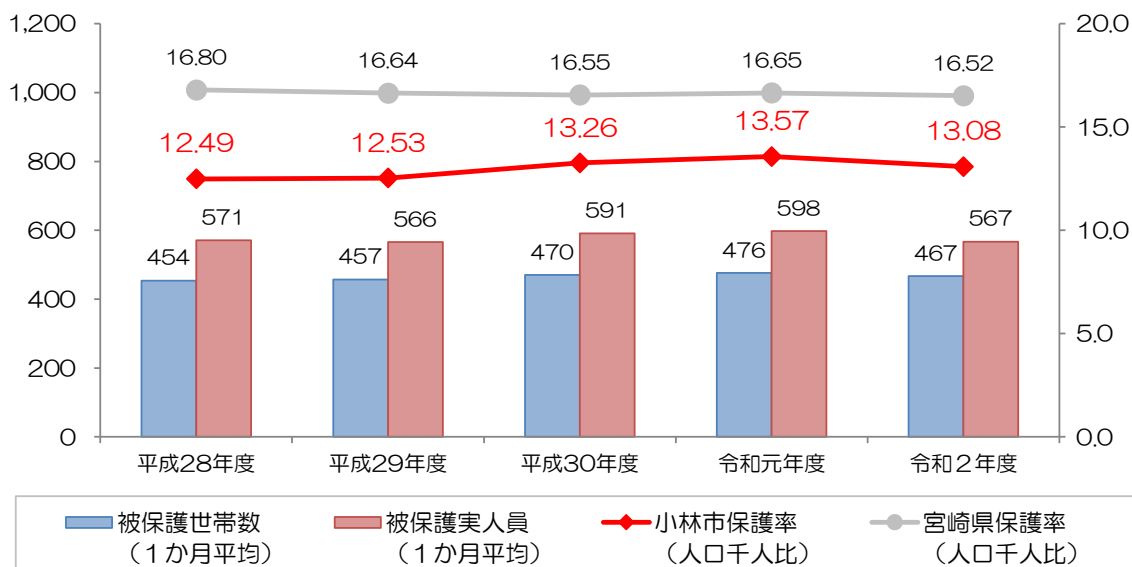


※「小林市福祉課資料（各年4月1日現在）」

(3) 生活保護世帯数の推移

被保護世帯数は、400世帯台後半、被保護実人員は、500人台後半で推移していますが、保護率（人口千人比）を県と比較すると、県全体より低い水準で推移しています。

生活保護世帯数の推移



※「小林市福祉課資料」

(4) 犯罪の発生状況

本市の令和2年の刑法犯認知件数は135件となっており、人口あたりの犯罪認知件数（犯罪率）は宮崎県全体と比べて低い水準となっています。

なお、宮崎県全体の令和元年における刑法犯検挙者について、再犯者が46.8%とおよそ半数を占めています。

刑法犯認知件数（令和2年）

	人口	刑法犯認知件数	人口10万人あたり 犯罪率
小林市	43,225人	135件	312.3
宮崎県	1,062,538人	3,676件	346.0

※「宮崎県警察本部：令和2年犯罪統計（宮崎県・全国）」

4 地域福祉を支える活動組織の状況

(1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき、住民の中から選ばれ都道府県知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱します。

任期は3年で、児童福祉法の規定により児童委員を兼務しています。

一定の区域を担当し、地域で生活上の問題、家族の問題、高齢者福祉、児童福祉等、あらゆる分野の相談に応じ、助言や調査等を行う民間の奉仕者です。

本市では、令和3年10月1日時点で民生委員・児童委員110名、主任児童委員12名の合計122名が活動しています。

各区の民生委員・児童委員の状況

地区	区名	人数
小林地区	西町一区	2
	西町二区	2
	西町三区	2
	新生町区・通り町区	1
	後川内区	3
	南島田区	1
	緑町区	1
	本町区	1
	仲町区	2
	永田町区	1
	上町区	3
	上町北区	2
	上町東区	1
	上町西区	1
	上町中区	2
	細野一区	6
	細野二区	3
	細野三区	2
	南堤区	3
	北堤区	5
	西堤区	2
	水流迫区	2
	東方一区	2
	東方二区	3
	真方一区	2
	真方二区	3
	真方三区	1
	南真方区	2
	南真方東区	2
	南真方西区	1
	坂元区	2
	南西一の東区	4
	南西一の西区	1
南西二区	1	
南西三区	1	
南西四区	1	
種子田区	1	
北西一区	1	
北西二区	3	
北西三区	2	
計	81	

地区	区名	人数
須木地区	麓区	1
	永田区	2
	原区	1
	中河間区	1
	夏木区・堂屋敷区	1
	下九瀬区	1
	上九瀬区	1
	奈佐木区	1
	内山区	1
	計	10
野尻地区	野尻1区	3
	野尻2区	2
	野尻3区	4
	野尻4区	4
	野尻5区	3
	野尻6区	3
計	19	
合計	110	

【主任児童委員】

小林地区	8
須木地区	2
野尻地区	2
合計	12

◆ 総数及び性別構成

民生委員・児童委員総数	男性	女性
122人 (うち主任児童委員12人)	41人	81人

※令和3年10月1日現在。上町区において欠員1名が生じている

(2) 地区・校区社会福祉協議会

本市では、小学校区において、住民自らが主体となり、住民自治組織、民生委員・児童委員、小・中学校PTA等を主な構成員とし、福祉のまちづくりの活動を展開する組織として、「地区・校区社会福祉協議会」が設置されています。

本市全体で21か所（小林地区15か所、須木地区3か所、野尻地区3か所）組織されており、小地域ネットワーク活動等で、高齢者や障がい者等を対象に高齢者の友愛訪問やふれあい・いきいきサロン、各種募金活動等が行われています。

地区・校区社会福祉協議会の設置状況

【校区社会福祉協議会】

	地区	団体名	設立年
1	小林地区	細野校区 社会福祉協議会	昭和59年
2		三松校区 社会福祉協議会	昭和59年
3		東方校区 社会福祉協議会	昭和60年
4		永久津校区 社会福祉協議会	昭和60年
5		西小林校区 社会福祉協議会	平成3年
6		幸ヶ丘校区 社会福祉協議会	昭和59年
7		南校区 社会福祉協議会	令和3年
8	須木地区	須木中央校区 社会福祉協議会	平成18年
9		烏田町校区 社会福祉協議会	平成18年
10		内山校区 社会福祉協議会	平成18年
11	野尻地区	紙屋校区 社会福祉協議会	平成23年
12		のじり校区 社会福祉協議会	平成27年
13		栗須校区 社会福祉協議会	平成29年

【地区社会福祉協議会】

	校区	団体名	設立年
14	小林小校区	西町一区 社会福祉協議会	平成4年
15		西町二区 社会福祉協議会	平成4年
16		西町三区 社会福祉協議会	平成4年
17		仲町区 社会福祉協議会	平成5年
18		真方一区 社会福祉協議会	平成15年
19		坂元区 社会福祉協議会	平成27年
20		南真方西区・緑町区 社会福祉協議会	平成27年
21		南真方東区・南真方区 社会福祉協議会	平成28年

※令和3年4月1日現在

(3) ふれあい・いきいきサロン

住み慣れた地域で支え合い、安心して暮らせるよう、市内各地区において、自主的な企画運営による福祉の増進、健康の維持、寝たきり予防、認知症予防等の事業が実施されています。

ふれあい・いきいきサロン活動団体一覧

No.	地区	サロン名
1	西町一区	あじさい会
2		ご近所カフェたんぽぽ
3	西町二区	西町二区ふれあい会
4		ご近所カフェひなた
5	後川内区	きりしまサロン
6	南島田区	南島田いきいきサロン
7	緑町区	緑町区ふれあいサロン
8		緑町区緑の会ふれあいいきいきサロン
9	仲町	4の2友遊サロン
10	上町区	東八幡原いきいきサロン
11	上町北区	上町北区いきいきサロン
12		中ノ島愛好会
13		お茶のみサロンさくら
14	上町西区	いきいきサロンスミレ
15	上町東区	See hope
16	上町中区	上町中区いきいきサロン杉の子
17	細野一区	三ツ山コスモス会
18		響サロン
19		サロンオールレア
20	細野二区	ピニールハウス茶飲ん場なかよし会
21	細野三区	竹山ふれあいいきいきサロン
22		竹山カフェ
23	北堤区	北堤ひまわり会
24		なかよし会サロン
25		ご近所カフェマヒロ
26		きばろかいサロン
27	水流迫区	水流迫かたろう会
28		茶飲ん場水流迫
29	東方一区	仲間サロン
30	東方二区	栗巣野サロン
31		谷ノ木ふれあいサロン
32		上原サロン
33	真方一区	真方一区福祉会
34	真方二区	真方二区いきいき会
35		高山ふれあいサロン
36		西梅田交流サロン会
37	南真方区	あたごさろん
38	南真方西区	南真方西区長寿会
39		西上ノ馬場サロン
40		愛宕町サロン
41		貯筋サロン
42	坂元区	坂元サロン
43		坂元地域活動クラブ

No.	地区	サロン名
44	南西一の東区	下孝の子地区ふれあいサロン
45		孝の子地区ふれあいサロン
46		今別府ふれあいサロン
47		天神サロン
48	南西二区	大出水地区いきいきサロン
49		芹川巢之浦地区いきいきサロン
50	南西三区	幸ヶ丘菜の花会
51		ご近所カフェたまきの
52	北西一区	北西一区友愛会
53		いきいきにっこりサロン
54	北西二区	上永久津高齢者いきいきサロン
55		永久津サンライズ
56	北西三区	西之原いきいきサロン
57		橋谷地区公民館茶話会
58		西小林北サロン
59		てげてげサロン
60		北きりしま冒険遊びの会
61	麓	麓サロン
62	永田	永田いきいきサロン
63	原	原サロン
64		茶飲み場らんらん
65	中河間	中河間サロン
66	夏木	夏木サロン
67	下九瀬	下九瀬サロン
68	上九瀬	上九瀬サロン
69	奈佐木	奈佐木サロン
70	内山	内山年金会
71	野尻1区	観音丘生き生きサロン
72		秋社川いきいきサロン
73	野尻2区	今別府サロン
74		宮前いきいきサロン
75		心愛サロン
76	野尻3区	吉村サロン
77		東仲町サロン
78		下ノ原いきいきサロン
79	野尻4区	跡瀬サロン
80		陣原サロン
81		ご近所カフェおさんぽ
82		のじり696会
83	野尻5区	栗須ふれあいいきいきサロン
84	野尻6区	いきがいサロン
85		佐土原・旭いきいきサロン
86		西原サロン
87		瀬戸ノロサロン
88		八所サロン

※令和3年9月1日現在

(4) 地域コミュニティサロン「茶飲ん場(ちゃのんば)」

茶飲ん場は、地域の人誰でも気軽に立ち寄り、お茶を飲みながら話をする場です。地域のつながりを大切に、お互いに支え合えることを目指しています。

地域コミュニティサロン「茶飲ん場」一覧

地区	名称	地区	サロン名
小林地区	茶飲ん場「ゆきやま商店」	野尻地区	茶飲ん場「男塾」
	茶飲ん場「駅前」		茶飲ん場「みかん山」
	茶飲ん場「新田場公民館」		茶飲ん場「元気De荘」
	茶飲ん場「上西の原」		茶飲ん場「みちくさ」
	茶飲ん場「石塚」		茶飲ん場「みやまえ」
	茶飲ん場「大牟田商店」		茶飲ん場「ふもと」
	茶飲ん場「堂山公民館」		
	茶飲ん場「木場公民館」		
	茶飲ん場「幸ヶ丘公民館」		

※令和3年10月1日現在

(5) ボランティア活動・NPO活動

ボランティアセンターでは、ボランティアコーディネーターを配置し、全ての人が住み慣れた地域の中で少しでも快適な生活が送れるよう、お互いに支え合う関係となるボランティア活動の促進を図っています。

ボランティア団体一覧

団体名	構成員数	活動内容
小林手話サークル木の実会	20名	通訳、講習
小林朗読友の会	24名	音訳CD作成
小林市赤十字奉仕団	130名	募金、献血推進、救急法、施設訪問
小林地区更生保護女性会	79名	健全育成
小林市障がいを考える会	24名	障害者・児居場所づくり
愛の訪問ボランティア コスモス会	23名	高齢者訪問
小林市地域婦人連絡協議会	100名	子育て支援
愛のこばと会	123名	福祉ポスト・催事ボランティア
NPO法人 エコワールドきりしま	12名	災害支援、環境保全
NPO法人小林市SVCセンター	174名	災害支援
小林市ガイドボランティア協会	17名	文化史跡案内
野尻町読み聞かせグループたんぼぼ	12名	絵本の読みきかせ
ホームビジター（ホームスタート）	16名	子育て支援
橋谷地区 たすけ愛隊	15名	有償ボランティア
南西2区 ミニ助っ人隊	9名	有償ボランティア
永久津サンライズ	18名	有償ボランティア
やっみろ会	12名	有償ボランティア
なんでもやる会	31名	有償ボランティア
南真方西区 長寿会	22名	有償ボランティア
@pocket	3名	ひとり親家庭支援
花みずきの会	13名	布製リハビリ遊具作製
NPO法人 広域障害者連絡協議会	35名	障害者支援
小林市手話通訳派遣協会	20名	手話通訳派遣
小林市母子寡婦福祉協議会	86名	レクリエーション
聴覚サポート なないろ	9名	聴覚障害者への情報保障
ハーモニックポピーズ	9名	ハーモニカ演奏
小林市こすもす家族会	7名	障がい者・家族の支援。差別をなくす活動
宮崎県自動車整備振興会小林支部	81名	交通安全活動
九州電力株式会社 都城営業所	5名	市民活動支援
小林地区建設業協会	111名	社会貢献活動
ダイナム宮崎小林店	4名	社会貢献活動
袋ボランティア	4名	環境美化、高齢者福祉、催事参加活動
永田ボランティア（婦人会）	20名	環境美化、地域安全、催事参加、地域福祉活動
夏木ボランティア	1名	環境美化、地域安全、催事参加、高齢者福祉活動
奈佐木ボランティア	3名	環境美化、地域安全、高齢者福祉活動
いきいき女性ボランティア	1名	環境美化、催事参加、高齢者福祉活動
商工会女性部	9名	環境美化、催事参加、高齢者福祉活動
あすなろ会	8名	読み聞かせ、催事参加、高齢者福祉活動

※令和3年10月1日現在の小林市ボランティアセンター登録団体及び須木地区ボランティア連絡協議会加入団体を掲載している

5 社会福祉施設・資源の状況

(1) 高齢者福祉施設・介護保険施設

施設の種類	名称
地域包括支援センター	・小林市地域包括支援センター ・のじり地域包括支援センター
在宅介護支援センター	・第1在宅介護支援センター（ひなもり園内） ・第2在宅介護支援センター（シルバーランド望峰の里内） ・第3在宅介護支援センター（陽光の里内） ・須木地域型在宅介護支援センター（美穂の里内） ・野尻在宅介護支援センター（野尻保健福祉センター内）
高齢者コミュニティセンター	・南部いろり村（小林地区） ・西部いろり村（小林地区） ・城山館（須木地区）
シルバー人材センター	・小林市シルバー人材センター（小林地区）
養護老人ホーム	・慈敬園（小林地区）
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	・ゆうゆう（小林地区） ・ひなもり（小林地区） ・和楽（小林地区） ・ひだまり（小林地区） ・あったか村（小林地区） ・なごみ（小林地区） ・風の丘（小林地区） ・いろは（小林地区） ・さくらの園（小林地区） ・ふくじゅ（小林地区） ・ひなた（小林地区） ・まごころ（小林地区） ・幸ちゃんの家（小林地区・野尻地区） ・むつみ（野尻地区） ・和（野尻地区） ・太陽の郷（野尻地区） ・ライフ（野尻地区） ・へいわ（野尻地区）
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	・ひなもり園（小林地区） ・陽光の里（小林地区） ・地域密着型 ソレイユの丘（小林地区） ・美穂の里（須木地区） ・きりしまの園（野尻地区）
介護老人保健施設	・さわやかセンター（小林地区） ・すこやかセンターこばやし（小林地区） ・相愛苑（小林地区） ・みずほ（小林地区）
介護療養型医療施設等	・桑原記念病院（小林地区） ・小林保養院（小林地区）
特定施設	・上町介護付有料老人ホーム（小林地区） ・養護老人ホーム慈敬園（小林地区） ・温泉付有料老人ホームマザーヒルズ（小林地区）

※令和3年10月1日現在。「太陽の郷」は休止中

(2) 子育て支援施設

施設の種類	名称
地域子育て支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センター「チボリーノ館」 ・子育て支援センター「おひさま」 ・野尻のびのび子育て支援センター
認可保育所	<ul style="list-style-type: none"> ・中央保育所（小林地区） ・南保育園（小林地区） ・小林乳児保育園（小林地区） ・細野保育園（小林地区） ・さくら保育園（小林地区） ・朝日保育園（小林地区） ・まがた保育園（小林地区） ・東方保育園（小林地区） ・永久津保育園（小林地区） ・須木中央保育園（須木地区） ・野尻保育園（野尻地区） ・紙屋保育園（野尻地区） ・栗須保育園（野尻地区）
認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園日章（小林地区） ・小林カトリック幼稚園（小林地区） ・認定こども園みまつ（小林地区） ・認定こども園こすもす（小林地区） ・認定こども園朋こども園（小林地区） ・認定こども園小林昭和幼稚園（小林地区） ・認定こども園太陽の子幼稚園（小林地区） ・小林カトリック幼稚園（小林地区） ・認定こども園ひまわり保育園（小林地区） ・認定こども園西小林保育園（小林地区） ・認定こども園こばと保育園（小林地区） ・大塚原認定こども園（野尻地区）
幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ・育英幼稚園（小林地区） ・かおる幼稚園（小林地区） ・小林幼稚園（小林地区） ・野尻幼稚園（野尻地区）
児童遊園施設	<ul style="list-style-type: none"> ・上町児童遊園（小林地区） ・城山児童遊園（小林地区） ・細野児童遊園（小林地区） ・八幡原児童遊園（小林地区） ・池ノ原児童遊園（小林地区） ・橋谷児童遊園（小林地区） ・石塚児童遊園（小林地区） ・新田場児童遊園（小林地区） ・永田児童遊園（須木地区） ・大脇児童遊園（野尻地区） ・野尻中央児童遊園（野尻地区）
児童福祉センター（児童館）	<ul style="list-style-type: none"> ・中央児童センター（小林地区） ・西小林児童センター（小林地区）
その他の施設	<ul style="list-style-type: none"> ・小林市子育て世代包括支援センター（小林保健センター内）

※令和3年10月1日現在。「小林幼稚園」は休園中

(3) 障がい者（児）福祉施設

施設の種類	名称
居宅介護（ホームヘルプ）・ 重度訪問介護事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・小林市社会福祉協議会介護センター（小林地区） ・陽光の里（小林地区） ・リノラ未来（小林地区） ・ひなもり園ヘルパーセンター（小林地区） ・三和ケアサービスセンター（小林地区） ・本町ヘルパーセンター（小林地区） ・ヘルパーセンター悠（はるか）（小林地区） ・訪問介護センター ヨシムラ（小林地区） ・訪問介護ステーションあゆみ（小林地区） ・小林市社会福祉協議会須木支所（須木地区）
生活介護事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・日章野菊の里 障害者地域支援センター（小林地区） ・ふれあいの里（小林地区） ・リノラ未来（小林地区） ・あさひの里 ハッピーポパイ（小林地区） ・障害者支援施設 ありの実園（小林地区）
自立支援（生活訓練）事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいの里（小林地区） ・ふれあいの里 のじりコミュニティ（野尻地区）
就労移行支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーンマーリン（小林地区） ・イエローマーリン（小林地区）
就労継続支援A型事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーンマーリン（小林地区）
就労継続支援B型事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいさろん「元気」（小林地区） ・ふれあいの里（小林地区） ・菜の花作業所（小林地区） ・あさひの里ハッピーポパイ（小林地区） ・多機能型事業所 TSUNAGU（小林地区） ・サニーサイド宮崎（小林地区） ・スマイルハウス（野尻地区） ・ふれあいの里 のじりコミュニティ（野尻地区）
就労定着支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいの里（小林地区）
短期入所事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・日章野菊の里 障害者支援センター（小林地区） ・障害者支援施設 ありの実園（小林地区） ・リノラ未来（小林地区）
障害者支援施設	<ul style="list-style-type: none"> ・日章野菊の里 障害者支援センター（小林地区） ・障害者支援施設 ありの実園（小林地区）
共同生活援助 （グループホーム）	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施設 ありの実園（小林地区） ・ふれあいの里（小林地区） ・かすみ荘（小林地区） ・日章野菊の里ケアホーム（小林地区） ・ちろりん ちろりん2号館（小林地区） ・あさひの里 ハッピーヴィレッジ（小林地区）

施設の種類	名称
相談支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・日章野菊の里 そうだんサポートセンター（小林地区） ・ゆるいとタウン とんでーの（小林地区） ・そくだんサポートセンターあさひ（小林地区） ・相談支援センターYUI（小林地区） ・ありの実園相談室（小林地区） ・小林市社会福祉協議会 指定特定相談支援事業所（小林地区） ・相談支援事業所Ohana（小林地区） ・相談支援事業所CONNECT（小林地区）
移動支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ひなもり園ヘルパーセンター（小林地区） ・本町ヘルパーセンター（小林地区） ・リノラ未来（小林地区） ・ヘルパーセンター悠（はるか）（小林地区） ・小林市社会福祉協議会介護センター（小林地区） ・訪問介護ステーションあゆみ（小林地区）
訪問入浴サービス事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・小林市社会福祉協議会（小林地区）
地域活動支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆるいとタウンとんでーの（Ⅰ型）（小林地区） ・日章野菊の里 障害者地域支援センター（Ⅱ型）（小林地区） ・NPO法人 あゆみの会（Ⅲ型）（小林地区）
日中一時支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施設 ありの実園（小林地区） ・ふれあいの里（小林地区） ・さぼーとハウス和音（小林地区） ・日章野菊の里 障害者地域支援センター（小林地区） ・ほのほの園（小林地区）
児童発達支援・放課後等デイサービス事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センター びゅあはーと（小林地区） ・児童療育センター ほのほの園（小林地区） ・放課後等デイサービス ジェナ（小林地区） ・児童通所支援センター オリーブ（小林地区） ・児童療育サポートセンター ぴこっと（小林地区） ・児童療育サポートセンター ぴこっと西町（小林地区） ・放課後等デイサービス いーず（小林地区） ・放課後等デイサービス ブーゲンビリア（小林地区） ・さぼーとハウス和音（小林地区） ・児童発達支援事業所 Ohana（小林地区） ・放課後等デイサービス Ao（小林地区）
基幹相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・にしもろ基幹相談支援センター

※令和3年10月1日現在

(4) その他保健福祉施設

施設の種類	名称
保健センター	・小林市保健センター（小林地区） ・須木保健センター（須木地区） ・野尻町保健福祉センター「友愛会館」（野尻地区）
高齢者施設	・小林市高齢者交流センター百歳会館（小林地区） ・野尻町いきいきコミュニティセンター（野尻地区） ・紙屋老人福祉館（野尻地区）
その他福祉センター等	・内山地域福祉センター（須木地区） ・須木総合ふるさとセンター（須木地区）

※令和3年10月1日現在

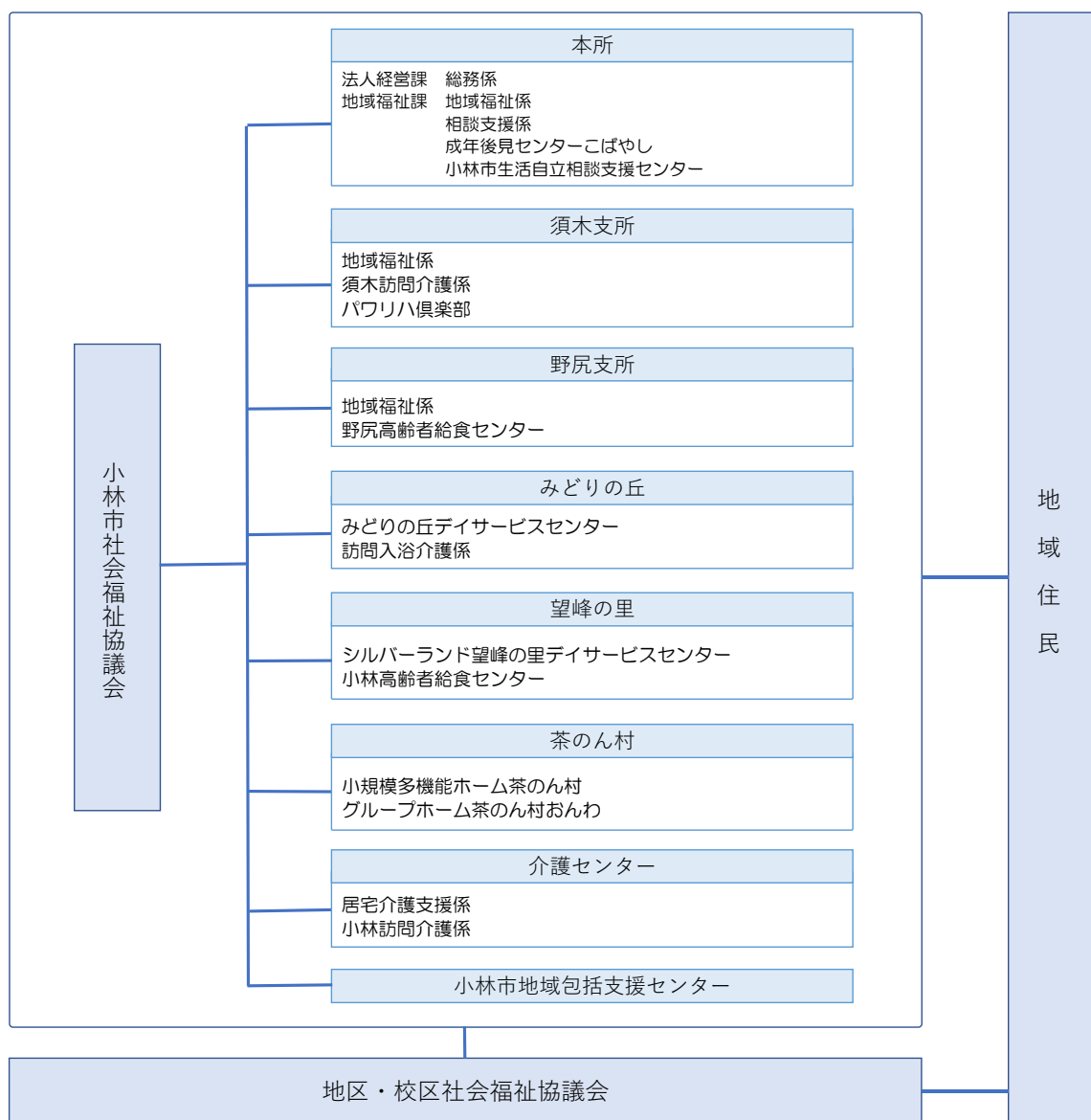
6 社会福祉協議会の状況

(1) 組織

小林市社会福祉協議会は、昭和 39 年に小林市の社会福祉事業における住民活動の強化を図るための組織として設立されました。

昭和 48 年には社会福祉法人の認可を受け、平成 18 年 3 月に旧須木村社会福祉協議会、平成 22 年 3 月に旧野尻町社会福祉協議会と合併し、地域福祉推進の中核として各種福祉事業を実施しています。

多くの住民や関係団体が主体となって組織されており、地域社会の福祉ニーズに対応して、関係団体・施設との協働により「福祉のまちづくり」をめざして福祉活動を展開しています。



(2) 主な事業内容

小林市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核組織として、誰もが住みやすい地域で、尊厳をもって安全で安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを、住民参画と協働によって、積極的に推進します。

小林市社会福祉協議会理念

1 住民参画と協働によるお互い様おかげ様の福祉社会づくり

住民参画と協働により、お互い様おかげ様の福祉社会づくりを住民主体で実現します。

2 利用者本位の福祉サービスと先進的取り組みの推進

利用者本位の精神で、地域に根ざし地域に貢献する福祉サービスを提供し、必要な先駆的取り組みも推進します。

3 総合相談を課題解決志向で支援

地域の多様な福祉課題・生活課題について、総合的に相談を受け付け、分野を超えて解決できる、課題解決志向の社会福祉協議会を目指します。

① 法人経営部門

理事会・評議員会の組織運営や財務・人事・労務等の法人運営、総合的な企画、各部門間の調整等の社協事業全体の管理（マネジメント）業務にあたります。

◆ 活動方針

社会福祉法人改革を踏まえ、引き続き組織運営のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化に取り組むとともに、人材育成や広報活動の充実、事業財源の確保に取り組み、安定した経営基盤の確立に努めます。

② 地域福祉活動推進部門

小地域福祉活動（見守り、サロン活動、生活支援活動他）やボランティア活動の推進、福祉教育、地域福祉推進基礎組織や当事者組織等の支援、共同募金への協力、地域福祉活動計画の策定、地域福祉計画策定への協力等、住民参加や協働による福祉活動の支援や基盤づくりにあたります。

◆ 活動方針

小林市地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき、地域福祉を推進する中核機関として、地域住民が安心して暮らせるよう地域の福祉課題を把握し、住民が主体的に支え合う仕組みづくりと多様な生活支援サービスの構築を推進していきます。

③ 相談支援・権利擁護部門

地域総合相談・生活支援事業、生活困窮者自立支援事業、成年後見事業、日常生活自立支援事業、生活福祉資金貸付事業、地域包括支援センター受託事業等の実施により、支援を必要とする人々や生活課題を抱える人々への相談支援や生活支援にあたります。

◆ 活動方針

一人ひとりの住民が、身近なところで必要な支援を受け、社会とのつながりを持ちながら、住み慣れた地域で暮らし続けられるように支援を行います。

また、複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、支援関係機関が連携・協働して支援する体制を構築します。

④ 介護・生活支援サービス部門

高齢者、介護、障がい者、児童等の国の制度に基づく福祉サービスや行政からの委託・補助に基づくサービス、自主財源に基づくサービス等の多様な在宅福祉サービスを提供します。

◆ 活動方針

可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、利用者の福祉ニーズにきめ細かく対応し、支援します。

また、地域福祉活動と連携しながら社協らしい介護サービスを展開します。

小林市社会福祉協議会 地域福祉・相談支援・権利擁護事業

- 法人運営事業
 - ・福祉総合相談事業
 - ・福祉用具の貸出
 - ・福祉センター（会議室）の貸出
 - ・福祉バス運行
 - ・地域見守り応援活動推進事業
 - ・みやざき安心セーフティネット事業
 - ・フードバンク事業
 - ・小林市社会福祉法人連絡会
 - ・福祉教育事業
 - ・ホームスタート事業
- 地域福祉推進事業
 - ・小地域ネットワーク活動（地区校区社協、いきいきサロン）
- ボランティアセンター活動事業
 - ・ボランティア活動推進事業
 - ・福祉バザー
- 成年後見センターこばやし事業
- 日常生活自立支援事業
- 小林市生活自立相談支援センター受託事業
- 生活支援体制整備事業
- 野尻保健福祉センター受託事業
- 共同募金配分金事業
 - ・各種地域福祉事業への配分
 - ・災害援助活動
- 緊急資金貸付事業
- 生活福祉資金貸付事業
- 共同募金委員会
 - ・一般募金、歳末たすけあい募金
- 小林市地域包括支援センター受託事業
- 介護職員初任者研修事業

7 各種調査結果からみる本市の現状

(1) 市民生活の現状

① 福祉の現状に対する市民の満足度×重要度【市民調査】

問 あなたは、小林市のさまざまな「福祉」の現状について、どのように感じていますか。
また、今後どの程度重要であると感じていますか。

小林市の福祉に関する 23 項目のうち、本市が重点的に改善すべきであると考えられる項目（「重要度が高い」かつ「満足度が低い」項目）は、下表に示す 7 項目です。

(4)障がい者支援の充実	(20)公共の場のバリアフリー化
(5)子育て支援の充実	(22)地域医療体制の充実
(8)生活困窮者支援の充実	(23)全ての人に優しい移動手段の確保
(12)福祉に関する人材の育成	

分析手法

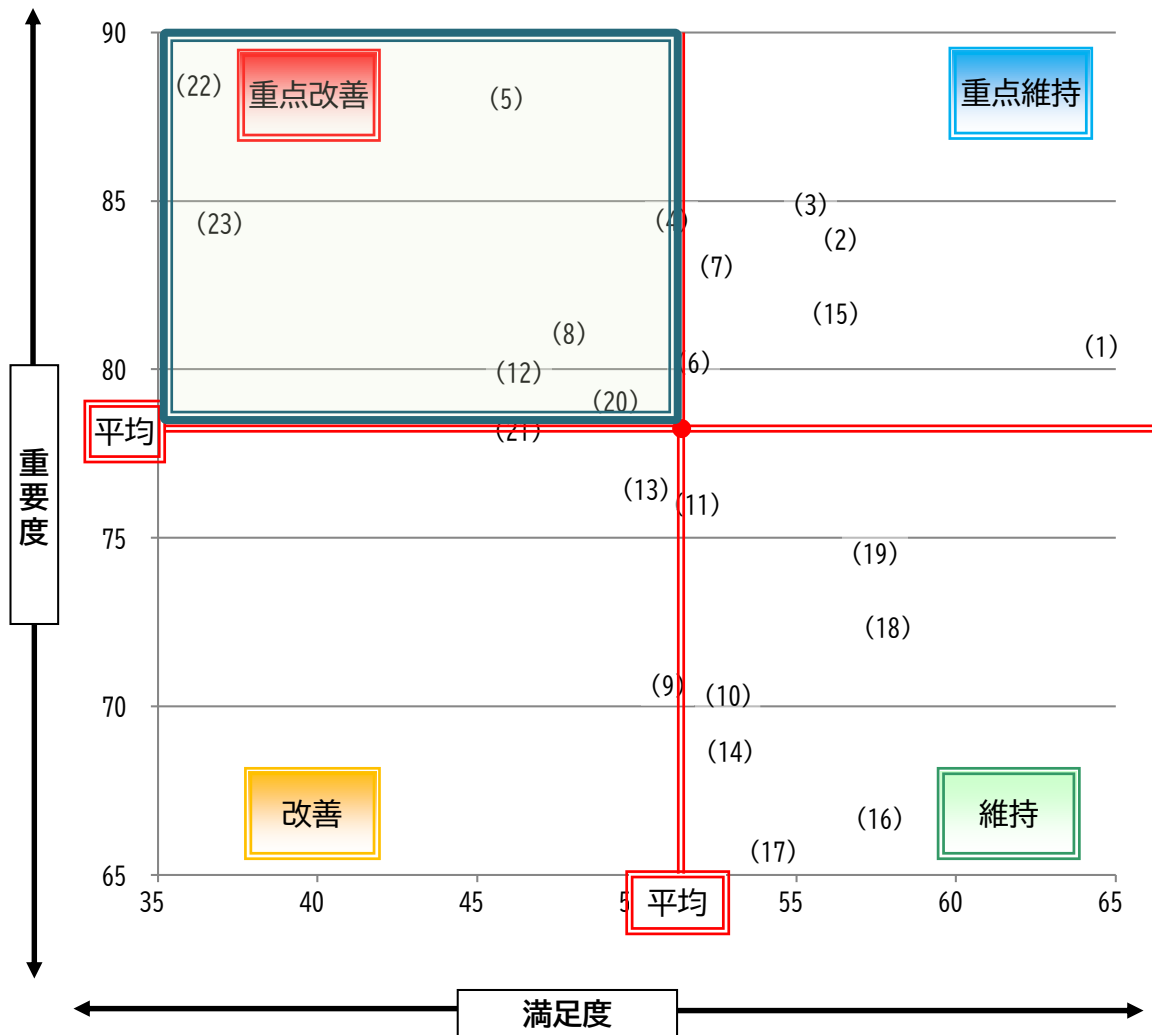
① 回答を下記の基準を基に点数化

◆満足・重要	100 点	◆やや満足・やや重要	75 点
◆やや不満・やや重要でない	25 点	◆不満・重要でない	0 点
◆分からない・無回答	除外		

② 点数を下記の基準を基に分類

23 項目の平均点と比べて

◆満足度が高く、重要度が高い	重点維持項目
◆満足度が高く、重要度が低い	維持項目
◆満足度が低く、重要度が高い	重点改善項目
◆満足度が低く、重要度が低い	改善項目



- | | |
|---------------------|-----------------------|
| (1)健康づくりの推進 | (13)人権が尊重されるための仕組みづくり |
| (2)介護予防の充実 | (14)NPOの育成と活動の促進 |
| (3)高齢者福祉・介護サービスの充実 | (15)防災・防犯・交通安全対策の充実 |
| (4)障がい者支援の充実 | (16)区・自治会の充実 |
| (5)子育て支援の充実 | (17)地域の活動への参加促進や支援 |
| (6)相談窓口の充実 | (18)地域住民相互の見守り活動 |
| (7)福祉サービスの充実 | (19)地域住民相互の助け合い |
| (8)生活困窮者支援の充実 | (20)公共の場のバリアフリー化 |
| (9)男女共同参画の推進 | (21)福祉に関する情報提供・情報交換 |
| (10)ボランティアの育成と活動の推進 | (22)地域医療体制の充実 |
| (11)福祉教育の充実 | (23)全ての人に優しい移動手段の確保 |
| (12)福祉に関する人材の育成 | |

② 民生委員が感じている地域の困りごと【民生委員調査】

問 民生委員として感じる「地域の困りごと」があれば、自由にお書きください。

回答を項目別に分類すると、「地区の状況把握・アウトリーチ・困難事例」が31件と最も多く、次いで、「高齢者支援」の28件、「移動支援」の17件の順となっています。

内容	件数
地区の状況把握・アウトリーチ※・困難事例	31件
高齢者支援（認知症・就労・独居等）	28件
移動支援（運転免許返納・移動販売車・公共交通問題を含む）	17件
集いの場（サロン等）・地域の行事	14件
少子高齢化・人口減少	13件
自治会加入・地域活動の担い手	12件
住民の生活支援（住まい・独居・困窮を含む）	11件
新型コロナウイルス感染症の流行	11件
地区住民の相互交流	7件
関係機関との連携	5件
災害対策	3件
道路等インフラ（バリアフリー・犬の糞害を含む）	3件
その他	6件
見えている困りごとはない	10件

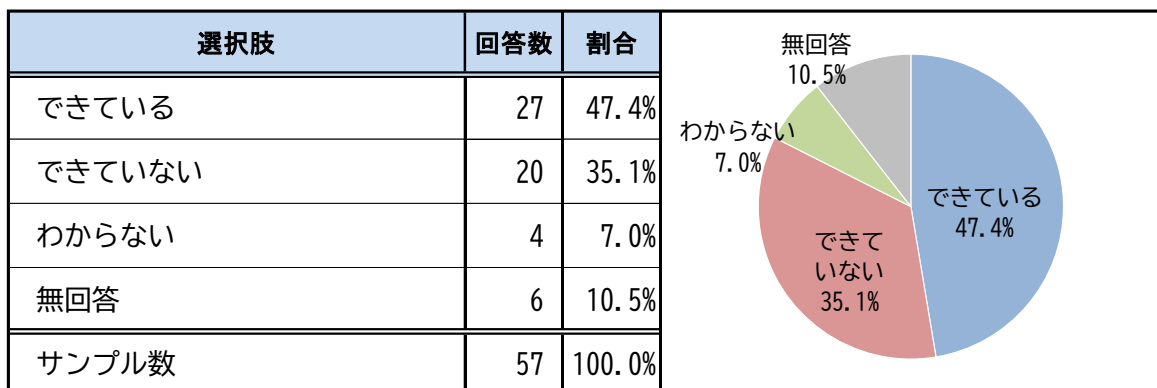
※アウトリーチとは、支援が必要にも関わらず届いていない人に対して、積極的に働きかけること

(2) 地域の現状

① 地域の見守り・支援の実施状況【区長会調査】

問 高齢者やその他支援の必要な方々への地域見守り、支援ができていますか。

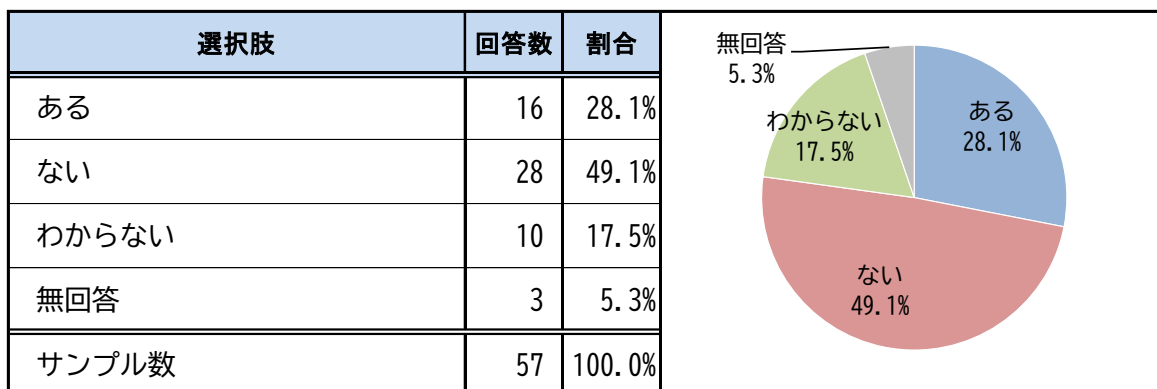
「できている」と回答した割合は47.4%となっています。



② 住民主体による助け合いの体制の有無【区長会調査】

問 住民主体による助け合いの体制がありますか。

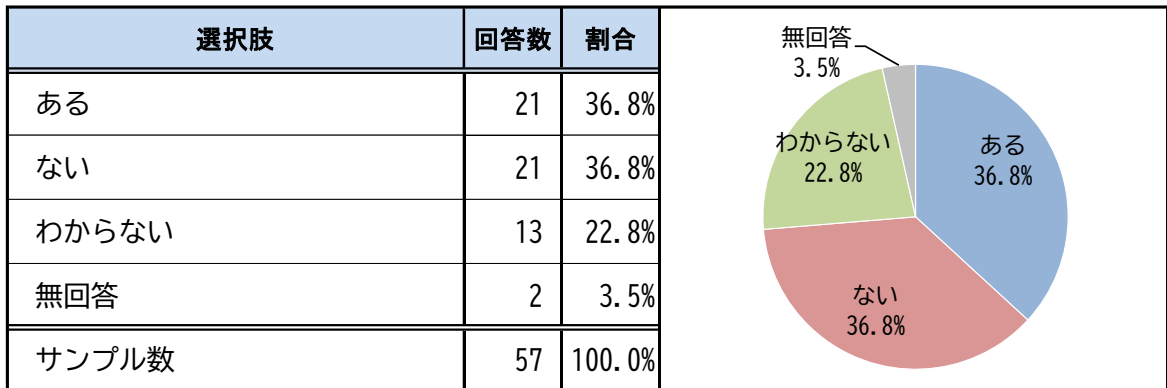
「ある」と回答した割合は28.1%となっています。



③ 地域の協力員の配置状況【区長会調査】

問 地域課題解決のための「地域の協力員」の配置がありますか。

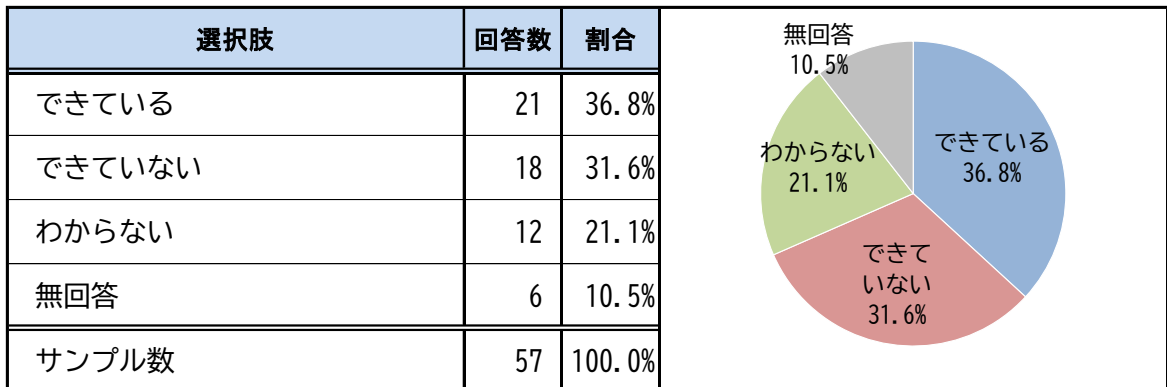
「ある」と回答した割合は36.8%となっています。



④ 地域の関係団体や関係機関との連携状況【区長会調査】

問 地域福祉活動や地域の福祉課題を解決するための地域の関係団体や関係機関との連携強化ができていますか。

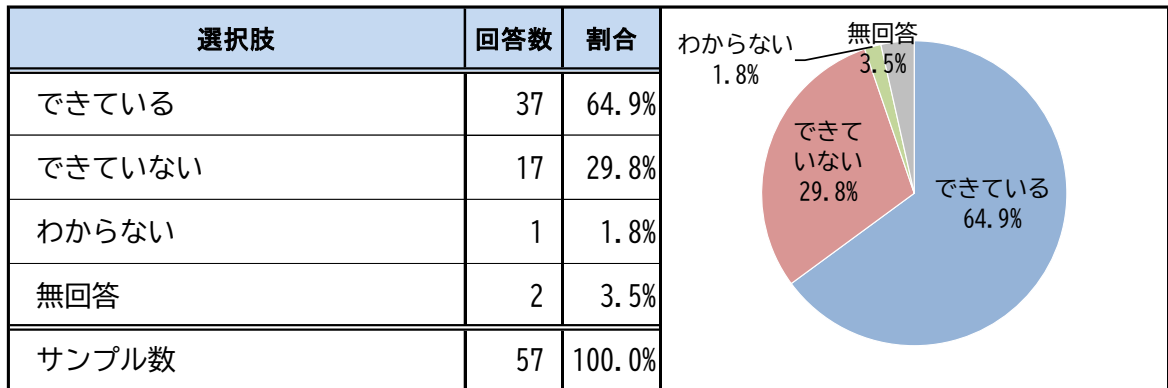
「できている」と回答した割合は36.8%となっています。



⑤ 地区防災組織の育成・強化状況【区長会調査】

問 地区防災組織の育成や強化ができていますか。

「できている」と回答した割合は64.9%となっています。



⑥ 民生委員が活動する中での困りごとや行政等に求める支援【民生委員調査】

問 民生委員として活動する中で「困っていること」や「行政や社会福祉協議会にお願いしたい支援」などがあれば、自由にお書きください。

回答を項目別に分類すると、「関係機関・関係団体等との連携」が26件と最も多く、次いで、「移手段・同行支援の充実、移動販売車の導入」の20件、「交流の機会・拠点整備」の7件の順となっています。

内容	件数
関係機関・関係団体等との連携	26件
移手段・同行支援の充実、移動販売車の導入	20件
交流の機会・拠点整備	7件
ごみ分別・収集の簡便化	6件
共助（地域による見守り・声かけ）	6件
地域の状況把握・見守り・訪問	6件
環境整備作業（道路・住居等：シルバー人材、ボランティア）	5件
方法がわからない・助言がほしい・研修してほしい	5件
自治会未加入者対策	4件
地域活動の担い手の育成	4件
ボランティアの活動促進・助成・整備	3件
その他	11件

8 地域別座談会からみる本市の現状

本計画を策定するにあたり、地区・校区社会福祉協議会役員等を対象とする地域別座談会を開催し、地域の困りごとやニーズについて意見を聴取しました。

聴取した結果として、地域力の低下や移動手段の確保、空き家・空き地問題に関する意見・要望等が寄せられました。

(1) 地域力について

- 地域の高齢化が進み、これまで行っていた地域活動を続けていくことが困難となってきている。
- 限界集落であるため、友愛クラブやいきいきサロンの継続も不可能となる等、地域福祉活動に限界を感じている。
- コロナ禍ということもあるが、人に会うことが少なくなり、地域活動も活発ではなくなってきている。
- 若い世代の人が少なくなり、地域のいろいろなことをするパワーが低下してきている。
- 地域活動への若い世代の参加が少ない。
- 地域活動に対する市民の理解・意識が低い。
- 地域役員や民生委員にかかる負担が大きく、なり手不足にもつながっている
- 今まで小中学校を中心に地区の活動をしてきたため、学校を守らないといけないと強く感じている。
- 農地が多いため、すぐに家が建てられない。農地を宅地にするのに時間がかかり、待ちきれずに町に出てしまい、地域の人口も減ってしまっている。
- 区に専属の公民館がない。拠点があれば地域福祉活動の大幅な改善が図れると思う。
- 後継者育成等に取り組んでいるが、いつでも気軽に使用ができる拠点が欲しい。

(2) 支援が必要な人に対する支援について

- 防災マップを基盤に支えあいマップを作成したが、とても良い取組だと思っている。役員や民生委員だけでの見守りでは一人にかかる負担が大きいが、支えあいマップは人とのつながりが細分化でき可視化できたので良かったと思う。
- 地域組織に加入していない住民との接点が少ない。
- 別居家族がいる住民への対応が難しい。

(3) 移動手段について

- 集いの場を開催しているが、参加者もスタッフも高齢化し、送迎が困難になった。
- 現在、子育て関係のボランティアで子どもの送迎を行っているが、近所の高齢者より、「高齢者も送迎サービスがあるといいのに。」と言われた。
- 免許返納後の移動が心配。
- 現在、サロンの送迎は社協の8人乗りの車でカバーしているが、これから生活移動が一番の課題になっていくと思う。
- 道幅が狭く、分かれ道等が多い地域では、乗り合いバスは使えない。

(4) 空き家・空き地について

- 空き地の対応に困っている。草や竹が伸び放題で危険なため、区として無料で取り組むと市役所に掛け合っても持ち主に連絡がつかないとの返答ばかりで、草刈りをさせてもらえない。
- 空き家が多い。いつの間にか知らない人が住み着いてしまった結果、孤独死のような形で発見されたようなケースもあった。二度とこのような事が起こらないようにと願っているが、何か良い手立てがあればと思う。

(5) 行政・社協等への意見・要望

- 小学校と連携をしたいが、できない状態にある。校区社協で登校時の見守りを実施しているが、臨時休校になった時等の連絡をもらえない。学校に問い合わせても、個人情報関係で答えられないと言われる。とても残念に思っている。
- コミュニティーセンターはあるが、担当者がいないと分からないとの返答が多く、予約時にも調整が必要等との理由で時間がかかり、1回で予約が完了しないため、面倒に思う。
- このような座談会の内容は、本当に行政や社協に届いているのかと感じている。相談をしてもすぐに動いてくれない。相談ごとに関するフィードバックや改善をきちんと行ってほしい。
- 行政に相談・要望を行っても適切な対応をしてもらえないと感じている。また、相談・要望した内容について、職員間の情報共有・引き継ぎが行われていないことが多い。
- 地域、地域というが、行政も社協も、地域住民に活動を全て投げているように思う。まずは行政や社協が取り組み、足りない部分を地域住民が補うというのが本来の姿ではないかと思う。
- 社協が発行している広報誌について、住民に地域活動を周知する観点で有効だと感じているため、発行回数を増やしてほしい。

9 第3期計画の評価

第3期計画において定めた「住民・地域・社会福祉協議会・行政の取組」について、各種調査を通じて、進捗評価を実施しました。

評価手法

① 回答を下記の基準を基に点数化

- ◆ 「○（取り組んでいる等）」 100点
- ◆ 「△（ある程度取り組んでいる等）」 50点
- ◆ 「×（取り組んでいない等）」 0点
- ◆ 「?（判断ができない等）」 「無回答」 除外

② 回答者の平均点を下記の基準を基に分類

- ◆ 75点以上 A評価
- ◆ 50点以上 75点未満 B評価
- ◆ 50点未満 C評価

(1) 基本目標別評価

第3期計画に定めた5つの基本目標のうち、4つの基本目標について、「C評価」の項目が存在しています。

また、「基本目標2 地域のネットワークで課題を解決できる地域づくり」については、他の基本目標と比較して、評価が全体的に低くなっていることから、達成に課題を特に有する目標であると考えられます。

基本目標	A評価	B評価	C評価
基本目標1 分野を超えた総合的な相談支援体制づくり	8 (44.4%)	10 (55.6%)	0 (0.0%)
基本目標2 地域のネットワークで課題を解決できる地域づくり	1 (5.0%)	16 (80.0%)	3 (15.0%)
基本目標3 地域の中で孤立せず住み慣れた地域で支援を受けられる地域づくり	14 (33.3%)	23 (54.8%)	5 (11.9%)
基本目標4 地域の中で支え合いのための担い手とサービスづくり	8 (27.6%)	18 (62.1%)	3 (10.3%)
基本目標5 身近な地域ごとの住民を主体にした助け合いの協議と解決の場づくり	4 (20.0%)	13 (65.0%)	3 (15.0%)

(2) 改善・見直しの検討が必要と考えられる取組

改善・見直しの検討が必要と考えられる取組（「C評価」に該当した取組）は、下表のとおりです。

本項目に記載された取組のうち、社会福祉協議会及び行政が実施主体である取組については、社会福祉協議会及び行政において、改善・見直しの検討を行い、地域が実施主体である取組については、行政等からの支援も含めた検討が必要であると考えられます。

実施主体	改善・見直しの検討が必要と考えられる取組
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域課題解決のため、「地域の協力員」の配置を推進しましょう。 ・ 様々な機会を通じて、住民向けにボランティア活動への積極的な参加を呼びかけましょう。 ・ 見守り活動や地域活動を通して、生活困窮者の把握に努めましょう。 ・ 生活困窮者に対して、相談窓口や関係機関につなげるように努めましょう。 ・ 地域において、人権についての講習や研修を実施しましょう。 ・ 地域の福祉施設等と連携し、福祉教育に関する講習や研修等の実施を検討しましょう。 ・ ボランティアに関する情報を、地域で共有するよう努めましょう。 ・ 「地域で困っている課題を解決したい」という「我が事」の意識の醸成に努めましょう。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉活動を推進するために、社会福祉協議会の職員や地域の協力員をそれぞれの地域へ配置するための整備を行います。 ・ 支え合いマップづくりを通じた地域住民同士の助け合いを推進します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「地域の協力員」の配置を推進します。 ・ 災害時避難行動要支援者対策を推進します。 ・ 自主防災組織の組織化及び育成に取り組みます。 ・ 同一地域で趣旨や内容が重複する活動については、共催するなど、効率的な活動の展開を推進します。

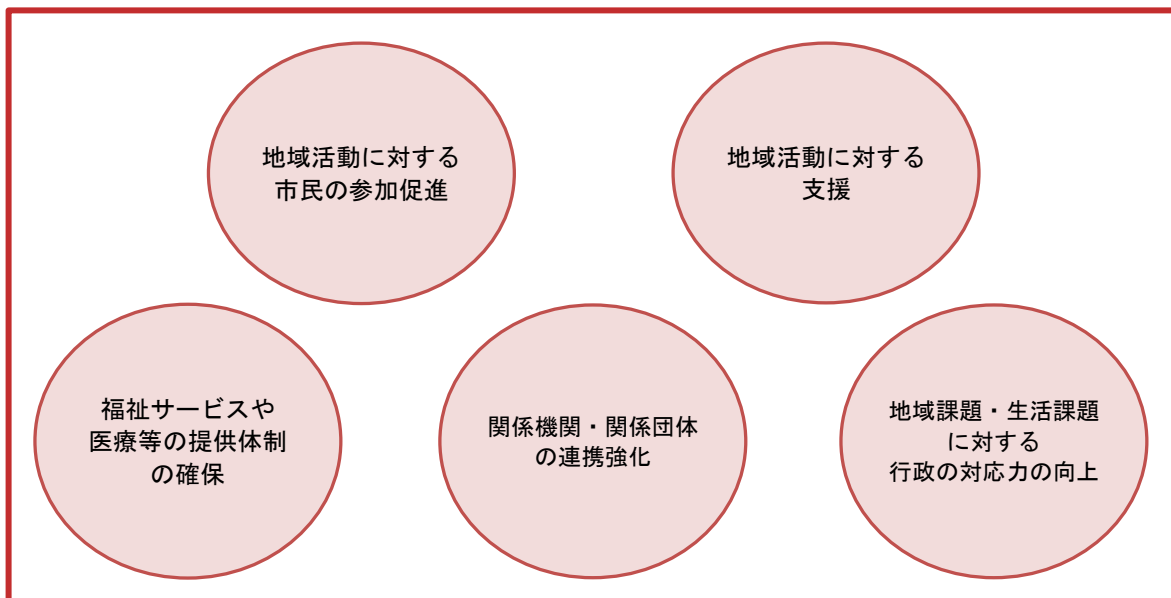
10 小林市の課題

各種調査や地域別座談会の結果等から、以下のような課題及び本市が取り組むべきこととして以下の内容が考えられます。

本市の様々な課題



本市が取り組むべきこと



第3章 基本理念・基本的な視点

第3章 基本理念・基本的な視点

1 基本理念

ともにつながり支え合い、 安心して笑顔で暮らせる 福祉のまちづくり

本市の最上位計画である「第2次小林市総合計画」においては、将来都市像として、「みんなでてなむ 笑顔あふれる じょじょんよかところ 小林市」を掲げるとともに、各分野におけるまちづくりの目標として、4つの目標を掲げています。

第2次小林市総合計画における「将来都市像」と「まちづくりの目標」

◆ 将来都市像

みんなでてなむ 笑顔あふれる じょじょんよかところ 小林市

◆ まちづくりの目標

「にぎわい分野」 人も心もワクワクにぎわうまち

「いきいき分野」 健康でいきいきつながり合う笑顔のまち

「まなび分野」 生涯を通して学び合い育ち合うまち

「くらし分野」 豊かな自然と共に安心してくらせるまち

また、第3期計画（小林市地域福祉計画・地域福祉活動計画《平成29年度～令和3年度》）においては、「今後の地域福祉は『生活そのものを支える』こと」や「生活課題に気づく仕組み、みんなで解決できる仕組みが重要であること」等を考慮し、「地域や暮らしのこまり事が早期に発見・解決され、住み慣れた地域でその人らしく、暮らし続けられる福祉のまちづくり」を基本理念と掲げ、地域福祉の推進を図ることを決めました。

一方、国においては、地域共生社会の実現に向け、住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくりや包括的な相談支援体制の整備等を推進しています。

これらの状況やその考え方等を踏まえ、本計画においては、基本理念を「ともにつながり支え合い、安心して笑顔で暮らせる福祉のまちづくり」と定め、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進を図ります。

2 基本的な視点

本計画に定めた基本理念は、地域共生社会を目指すことを示すものです。

地域共生社会の実現においては、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる必要があります。

一方、国は、平成27年9月の国連総会において採択された、誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指すための世界共通の目標「SDGs（持続可能な開発目標）」の達成に向け、各分野における取組を推進しており、本市においても、SDGsの達成に向けた取組を推進しています。

SDGsが掲げる「誰一人取り残さない社会」の実現は、地域共生社会の実現と密接に関係するものであり、地域福祉の推進が不可欠な要素となっています。

以上の点を踏まえ、本市では以下の2つの視点に立って計画を推進します。

1. 高齢者、障がい者、児童などの枠組みにとらわれず、支援が必要な人を総合的・包括的に支える仕組みづくり
2. 住民主体による支え合いや交流が進む地域、人づくり

SDGs（持続可能な開発目標）の17のゴールのうち 地域福祉との関連が特に深いと考えられるもの



3 施策の体系

基本理念

ともにつながり支え合い、
安心して笑顔で暮らせる 福祉のまちづくり

基本的な視点

1. 高齢者、障がい者、児童などの枠組みにとらわれず、支援が必要な人を総合的・包括的に支える仕組みづくり
2. 住民主体による支え合いや交流が進む地域、人づくり

基本目標1 分野を超えた総合的・包括的な支援を提供できる体制づくり

- (1) ニーズの多様化・複雑化への対応
- (2) 包括的な相談支援体制の推進
- (3) 地域包括ケアシステムの深化・推進
- (4) 多機関協働のネットワーク構築の推進
- (5) 重層的支援体制整備事業の推進

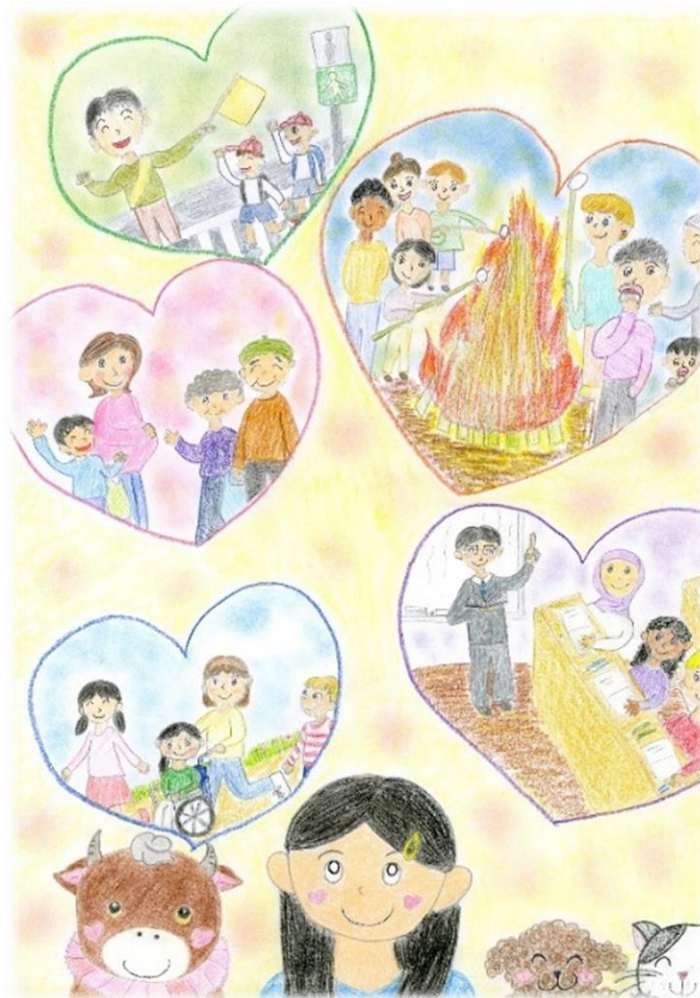
基本目標2 地域の中で誰もが安心して生活できる地域づくり

- (1) 地域住民の交流促進
- (2) 地域の見守り・支え合い活動の推進
- (3) 安心・安全に暮らせるまちづくり
- (4) 保健医療・福祉サービスの充実

基本目標3 地域の課題に地域で取り組むことができる体制づくり

- (1) 地域福祉に関する意識の醸成
- (2) 地域福祉を支える担い手の育成
- (3) 地区・校区社会福祉協議会の活性化
- (4) 住民主体による助け合いの体制づくり
- (5) 地域内のネットワーク構築の推進
- (6) 地域で活動する団体等との連携の推進

第4章 今後の取組



第4章 今後の取組

基本目標1 分野を超えた総合的・包括的な支援を提供できる体制づくり

全ての市民が世代や背景を問わず、安心して暮らし続けられるまちづくりを実現するためには、複数分野の問題や複雑に絡む問題を抱える対象者や世帯に対し、相談支援（対象者や世帯との相談と、それを踏まえて必要となるサービスの検討、プランの作成等）を分野横断的かつ包括的に提供することが求められます。

これを実現するためには、制度毎に分断された支援を行うだけでなく、各分野間の相談機関で連携を密にとることにより、対象者やその世帯について分野横断的かつ包括的な相談・支援を実現するための方策を検討する必要があります。

(1) ニーズの多様化・複雑化への対応

福祉サービスは、これまで、基本的には対象者ごとに整備されてきました。

しかし、少子高齢化や単身世帯の増加、地縁・血縁の希薄化等が進み、ニーズが多様化・複雑化する現状において、80代の親が50代のひきこもりの子どもの生活を支える「8050問題」など、既存の制度での対応だけでは複合的なニーズを抱えた人が適切な支援を受けることが難しい問題も生じています。

本市においては、全ての子ども・家庭に関する相談を受け、切れ目ない支援を行うための「子ども家庭総合支援拠点」や、障がい者に対する相談支援に対応するための「にしもろ基幹相談支援センター」をそれぞれ令和3年度に設置するなど、包括的な相談支援体制の強化に努めてきました。

分野ごとの相談支援やサービスの提供について、引き続き機能強化を図りつつ、複合的なニーズを抱えた人に対して、より適切な支援が提供できるよう、相談支援体制の強化を図ります。

(2) 包括的な相談支援体制の推進

住民のニーズが多様化・複雑化する中、現状の制度の枠組みではサービスを受けることができない人や複合的なニーズを抱えた人に対しても適切な支援が行き届くよう、包括的な相談支援体制を推進する必要があります。

支援を要する全ての人に対し必要な相談支援を提供することができるよう、包括的な相談支援体制の整備を推進します。

(3) 地域包括ケアシステムの深化・推進

国全体において高齢化が進む中、介護や医療等に対するニーズは増加傾向にあります。

今後も、高齢化が進み、これらのニーズが増加していくことが予想される中、国が実施した調査（「人生の最終段階における医療に関する意識調査」平成 29 年度）においては、国民の約 7 割が「人生の最期を自宅で迎えたい」と回答するなど、在宅医療・介護に対するニーズも増えていくことが予想されています。

高齢者や精神障がい者等の生活における様々な場面を適切に支える仕組みをより発展させ、強固なものにしていくために、医療、介護・障がい福祉、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステムの深化・推進」を図ります。

(4) 多機関協働のネットワーク構築の推進

福祉に対する複合的なニーズを抱えた人への対応においては、単一の職種・分野だけで対応するのではなく、多職種・多分野が連携したうえで包括的に対応していくことが求められています。

関係機関・関係団体間において、支援を要する人の情報を共有するとともに、要支援者の生活課題等に応じて、協働による対応・支援を行うことで、課題解決につなげることができるよう、多機関協働のネットワーク構築を推進します。

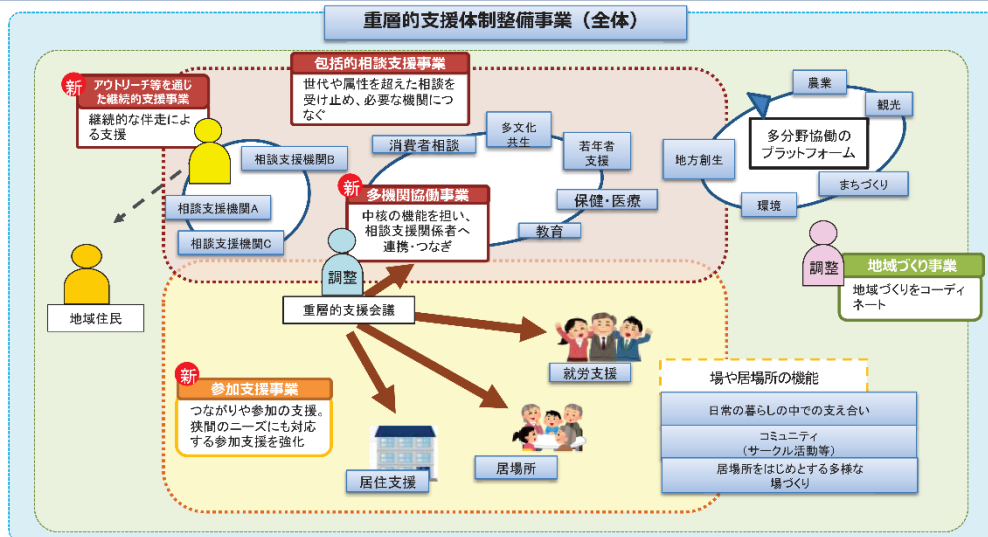
(5) 重層的支援体制整備事業の推進

国は、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、「Ⅰ. 相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）」、「Ⅱ. 参加支援（就労支援や居住支援等）」、「Ⅲ. 地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を令和3年4月に創設しました。

本事業の実施は市町村の任意で行われることとされていますが、本市においては、事業を実施することにより、支援を要する人を支援機関及び地域において断らず受け止め、つながり続ける支援体制の構築を推進するため、事業実施に向けた体制整備を図ります。

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複雑化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながるのが難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



※厚生労働省資料

◆ 住民ができること

- ・ 保健医療・福祉サービスや相談窓口、行政・社会福祉協議会が実施する事業等に関する情報に関心を持ちましょう。
- ・ 困ったことがあれば、一人で抱え込まずに身近な人や相談窓口にご相談しましょう。

◆ 地域ができること

- ・保健医療・福祉サービスや相談窓口、行政・社会福祉協議会が実施する事業等に関する情報を住民に周知しましょう。
- ・困っている人の相談に乗ったり、関係機関につないだりしましょう。
- ・地域の関係団体や関係機関との連携を強化しましょう。

◆ 社会福祉協議会の主な取組

- ・福祉総合相談窓口として広くどんな相談も受け止めるため、SNS等による相談しやすい体制を整備します。
- ・あらゆる困りごとに気づき、受け止め、必要に応じて専門機関につなぐことができるよう、職員の相談援助スキル向上を図るとともに、関係機関や行政による相談援助を支援します。
- ・出前講座や福祉教育、研修会等を実施し、地域住民やあらゆる社会資源への情報発信に努めます。
- ・生活困窮者やひとり親世帯を含む子育て世帯の仕事や家庭、金銭等に関する生活上の困りごとを受け止め、寄り添い型の支援を行います。
- ・ひきこもりや長期間就労されていない人等に対し、生活の自立や社会的自立、就労の自立を目指し、一人ひとりの状態に合わせて支援を行います。
- ・判断能力が低下しても地域で安心して暮らすことができるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業等による支援を強化し、権利擁護の推進を図ります。
- ・行政や関係機関と連携し、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。
- ・支援が必要な人の早期発見・早期介入につながるよう、地区・校区社会福祉協議会や民生委員・児童委員、各種相談機関、行政が連携・協働できる体制を強化します。
- ・連絡会議等における情報共有や支援体制を構築することで、緊急時や災害時も含め、多職種・多機関が必要に応じた連携・協働ができ、支援ができる体制を整備します。
- ・複合的な課題を抱える人や世帯に対して、適切な相談対応や支援が提供できるよう、地域を主体とした多様な社会資源が活躍できるネットワークを構築し、連携・協働や新たな地域資源の創出を図ることで、包括的な支援体制を推進します。

◆ 行政の主な取組

- ・窓口相談者等に対し、必要に応じて、保健医療・福祉サービスに関する情報提供や関係機関へのつなぎ、関係機関と連携した支援の提供を行います。【庁内各課】
- ・複合的課題を抱える支援が必要な人への支援が行き届くよう、各分野の保健医療・福祉サービス同士の連携強化を図ります。【福祉課・長寿介護課・健康推進課・子育て支援課・須木庁舎住民生活課・野尻庁舎住民生活課】
- ・高齢者、障がい者、児童等の分野ごとに行われることで重複していた相談や支援等を効率的かつ包括的に実施できる体制について、「重層的支援体制整備事業」の推進等による構築を図ります。【福祉課・長寿介護課・健康推進課・子育て支援課・須木庁舎住民生活課・野尻庁舎住民生活課】
- ・西諸2市1町のにしろろ地区権利擁護推進センターつなごを核として、成年後見制度の普及啓発や利用促進、後見人の支援など地域における権利擁護支援体制を強化します。【福祉課・長寿介護課】
- ・障がいのある方やその家族からの相談に対応するため、総合的相談、専門的相談支援の窓口であるにしろろ基幹相談支援センターを中心に、複合的・専門的な相談及び支援を行います。【福祉課】
- ・小林市生活自立相談支援センターにおいて、生活困窮者やその家族、関係機関からの相談に対応します。【福祉課】
- ・関係機関と情報共有し、適切な支援を行い、相談者の課題解決につなぐことができるよう、関係機関との連携体制を強化します。【福祉課】
- ・地域包括支援センターと連携し、相談内容の共有を図ります。【長寿介護課】
- ・介護保険事業計画に基づき、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。【長寿介護課】
- ・専門職や関係機関、関係団体で構成される地域ケア会議において、支援が必要なケースに関する検討を行います。【長寿介護課】
- ・家族や地域からの相談に対し、認知症やその可能性がある人へ早期介入することができる体制を構築します。【長寿介護課】
- ・認知症の人やその家族等の介護者、専門職、地域住民等が集う場として提供され、お互いの交流や情報交換等ができるe-カフェ（認知症カフェ）について、e サポーター（認知症サポーター）による立ち上げや運営を支援することで、認知症の人やその家族を支援します。【長寿介護課】
- ・保健センターを中心に各種事業を実施する中で、相談者の生活環境に留意しながら、健康上の訴えや相談に対応します。【健康推進課】
- ・子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点を中心に、子どもとその家族、妊産婦等に対する包括的な相談支援を行います。【子育て支援課】

◆ 行政の主な取組（続き）

- ・ 児童虐待等の防止のため、小林市要保護対策地域協議会を開催し、子どもやその家族に対し、関係機関の連携による支援を行います。【子育て支援課】
- ・ 西諸地域在宅医療介護連携推進協議会を設置し、在宅医療と介護の連携を推進します。【医療介護連携室】
- ・ 人権・行政・なやみごと相談を開設し、相談に対応し、必要に応じて関係各課や関係機関と連携した支援を行います。【市民課】
- ・ 一人ひとりのニーズに応じた、きめ細かな教育的支援を行うため、就学相談会を開催し、保護者への児童・幼児・生徒の適正な就学に関する情報提供や相談対応を行います。【学校教育課】
- ・ 発達段階に応じた教育を実施するため、市内の幼稚園、保育所（園）、認定こども園並びに小学校による小林市幼・保・小連絡協議会を設置し、関係機関における連携強化及び情報共有を図ります。【学校教育課】

基本目標2 地域の中で誰もが安心して生活できる地域づくり

社会保障は、自分のことを自分でする「自助」、家族や地域、ボランティア、NPO等によって支え合う「互助」、社会保険制度の中でリスクを共有する者同士が支え合う「共助」、その他公的な支援による「公助」で構成されており、「自助」と「互助」、すなわち個人や家庭、地域等による支えを前提として、それらを「共助」と「公助」が補完するという考え方によって成り立っています。

そういった中で、地域における交流・見守り・支え合い活動を促進することは、支援を必要とする人の早期発見や災害時の対応等の観点からも大変重要と考えられ、保健医療・福祉サービスの充実とともに、市民が安心して地域で生活するために必要であると考えられます。

(1) 地域住民の交流促進

一人暮らし高齢者の増加等により、住民同士が地域で見守り、支え合う体制づくりがより求められている中、地域における見守り・支え合いを促進していくためには、身近な地域に暮らす住民同士が顔の見える関係を構築していくことが重要です。

ふれあい・いきいきサロン等の交流の場の創出や拡充を推進するとともに、住民参加の促進を図ります。

(2) 地域の見守り・支え合い活動の推進

一人暮らし高齢者の増加や地域のつながりの希薄化が進む中で、近年、孤独死や子どもの虐待死等が大きな社会問題となっています。

様々な事情により支援を必要とする人を早期に発見し、必要な支援につなげるためには、地域における見守り体制の充実は大変重要です。

また、地域全体の高齢化が進む中、地域の支え合い活動の充実を図ることは、地域生活を維持していくうえで大変重要です。

支援を必要とする人が地域の中で孤立しないよう、声かけやあいさつなど日常的な見守りを含む、地域における見守り・支え合い活動の推進を図ります。

(3) 安心・安全に暮らせるまちづくり

近年、風水害や地震等による自然災害や、子どもや高齢者等が犯罪や交通事故に巻き込まれるケースが全国的に発生しています。

そうした中、地域で安心して暮らしていくためには、防災・防犯・事故防止に地域と関係機関が連携して取り組むことが重要です。

地域ぐるみで「自分たちのまちを守る」という意識を醸成し、地域住民が協力して防災・防犯・事故防止活動に取り組むことができるような体制づくりを推進するとともに、災害時等に自力で避難を行うことができない災害時避難行動要支援者対策について、地域・各種団体・社会福祉協議会・行政・関係機関が連携して取り組む体制の構築を図ります。

また、公共の場のバリアフリー化を推進し、全ての人にとって快適かつ利用しやすいまちづくりに取り組みます。

(4) 保健医療・福祉サービスの充実

保健医療・福祉サービスの提供体制は、地域の中で安心して生活し続けるための基盤として大変重要なものです。

国の動向も踏まえながら、各分野で実施している保健医療・福祉サービスの充実を図るとともに、複合的なニーズを抱えた人の課題を包括的・総合的に解決できるよう、分野を超えた連携強化や事業の組み合わせによる新たなサービスづくりを検討します。

また、保健医療・福祉サービス等による支援を必要とする人が、必要な支援につながるができるよう、保健医療・福祉サービス等に関する情報の周知に努めます。

◆ 住民ができること

- ・自分が住んでいる地域の一人暮らし高齢者等に対する見守りを心がけましょう。
- ・自治会や地区・校区社会福祉協議会等の地域活動、ボランティア活動等に参加・協力しましょう。
- ・地域の避難場所や危険箇所を把握しましょう。
- ・防災や防犯、事故防止に関する訓練や講習会等に積極的に参加するようにしましょう。
- ・保健医療・福祉サービスや相談窓口、行政・社会福祉協議会が実施する事業等に関する情報に関心を持ちましょう。【再掲】

◆ 地域ができること

- ・ふれあい・いきいきサロン等の住民同士が交流できる場を積極的に設けましょう。
- ・見守り活動や支え合い活動に地域全体で取り組みましょう。
- ・様々な機会を通じて、地域住民に地域活動やボランティア活動等への参加を呼びかけましょう。
- ・困っている人の相談に乗ったり、関係機関につないだりしましょう。【再掲】
- ・地域活動での困りごとは、必要に応じて行政や社会福祉協議会に相談しましょう。
- ・地域の危険箇所や災害時の避難経路、避難場所を住民に周知しましょう。
- ・防災や防犯、事故防止に関する訓練や講習会等を実施しましょう。
- ・見守り活動や地域活動を通して、支援が必要な人の把握に努めましょう。
- ・保健医療・福祉サービスや相談窓口、行政・社会福祉協議会が実施する事業等に関する情報を住民に周知しましょう。【再掲】

◆ 社会福祉協議会の主な取組

- ・ふれあい・いきいきサロンやご近所カフェ、子育てひろば等、あらゆる世代や様々な特性を持った人が交流できる集いの場の立ち上げ・拡充を推進します。
- ・地域ごとの活動拠点が整備できるよう、地域ごとの交流活動や場所の確保を支援します。
- ・地域における見守り体制の充実と地域活動のより一層の活性化を図るため、「地域の協力員」等の発掘・育成を推進します。
- ・ボランティアの育成及びボランティア活動の拡充を図るため、研修会や講座等の開催、活動の場の拡大等を推進し、ボランティアセンター機能の充実を図ります。
- ・地域において支え手・受け手の垣根をなくし、福祉分野に限らず関わることができ、見守りや支え合いにつながる活動を推進します。
- ・民間企業や法人、警察、行政等と連携し、地域における見守り活動を強化することで、潜在しているニーズの早期発見に努めます。
- ・地域の活動や交流により、さまざまな困りごとを抱えて孤立しがちな住民とのつながりができるよう、地域や関係機関等に働きかけ、連携を強化します。
- ・赤い羽根共同募金等の募金や寄付金、食料品等の提供等を活用し、地域に還元できる仕組みを拡充するとともに、地域住民への周知を図ります。
- ・地域や行政、民生委員・児童委員等と協力し、見守りや支援が必要な人（災害時避難行動要支援者）を把握し、平時の見守りや災害時の支援を促進します。

◆ 社会福祉協議会の主な取組（続き）

- ・災害時の復興・復旧のためのボランティア活動の支援を行う「災害ボランティアセンター」が円滑に活動できるよう、平時から訓練や整備を行います。
- ・地域の活動や災害に備えた取組等をSNSやホームページ、広報誌等により情報発信を行い、地域住民やあらゆる機関への周知を図ります。
- ・買い物サロンの充実や集いの場の推進を図り、地域住民の移動手段の確保を図るための移送サービスの実施を推進します。
- ・有償たすけあいサービス事業（生活支援サービス）が各地域で展開できるよう支援します。

◆ 行政の主な取組

- ・窓口相談者等に対し、必要に応じて、保健医療・福祉サービスに関する情報提供や関係機関へのつなぎ、関係機関と連携した支援の提供を行います。【庁内各課】【再掲】
- ・広報紙や市のホームページ、各種事業等を通じた保健医療・福祉サービスや相談窓口、各種事業等に関する情報提供を推進します。【庁内各課】
- ・複合的課題を抱える支援が必要な人への支援が行き届くよう、各分野の保健医療・福祉サービス同士の連携強化を図ります。【福祉課・長寿介護課・健康推進課・子育て支援課・須木庁舎住民生活課・野尻庁舎住民生活課】【再掲】
- ・高齢者、障がい者、児童等の分野ごとに行われることで重複していた相談や支援等を効率的かつ包括的に実施できる体制について、「重層的支援体制整備事業」の推進等による構築を図ります。【福祉課・長寿介護課・健康推進課・子育て支援課・須木庁舎住民生活課・野尻庁舎住民生活課】【再掲】
- ・災害時の要支援者の迅速かつ円滑な避難支援につながるよう、避難支援等関係者や福祉専門職と協力・連携し、要支援者ごとの個別の計画を作成に取り組みます。【福祉課・危機管理課】
- ・地区・校区社会福祉協議会や民生委員・児童委員、ボランティア団体等、地域の福祉活動団体の活動（特に地域の見守り、安否確認等の活動）を支援します。【福祉課】
- ・大規模災害時に配慮が必要な人が過ごす「福祉避難所」について、二次的避難所としての位置づけと機能を明確にしたうえで、新たな確保と運営に努めます。【福祉課】
- ・災害時に災害ボランティアセンターの設置・運営が円滑かつ迅速にできるよう、災害ボランティアセンター設置・運営のマニュアルの作成や避難訓練の実施等による体制整備に努めます。【福祉課】

◆ 行政の主な取組（続き）

- 生活困窮者やその家族、生活困窮者に係る関係機関からの相談に対応し、就労準備支援や家計改善支援を行います。【福祉課】
- 高齢や認知症になっても安心して暮らせるまちづくりに地域で取り組む「地域包括ケア推進サポーター」を養成します。【長寿介護課】
- 認知症の人やその家族等の介護者、専門職、地域住民等が集う場として提供され、お互いの交流や情報交換等ができる e-カフェ（認知症カフェ）について、e サポーター（認知症サポーター）による立ち上げや運営を支援することで、認知症の人やその家族を支援します。【長寿介護課】【再掲】
- 在宅高齢者等訪問調査事業を通じて、在宅高齢者の実態把握や必要に応じた支援に努めるとともに、高齢者のこころの健康の保持増進につなげるため、健康推進課と連携し、うつスクリーニングを行います。【長寿介護課】
- 高齢者の地域生活を支援するため、福祉タクシー助成事業や在宅介護手当支給事業、寝具洗濯乾燥サービス事業等のサービスを実施します。【長寿介護課】
- 外部との接触機会が少なくなりがちな高齢者等に給食を配達し、見守り・安否確認を行います。【長寿介護課】
- 緊急通報システム事業の実施により、見守りを必要とする高齢者に対し、緊急通報システムの貸し出しを行います。【長寿介護課】
- こころの健康セミナーの開催や茶飲ん場の開設等を通じたこころの健康づくりを推進します。【健康推進課】
- 子育てを手助けしてほしい人と子育ての援助を行いたい人がそれぞれ会員となり、地域の中で育児を支え合う小林市ファミリー・サポート・センター事業を推進します。【子育て支援課】
- 子育て親子の交流、育児相談、乳幼児の遊び場の提供等を行う子育て支援センター事業を推進します。【子育て支援課】
- 貧困が世代を超えて連鎖することがないように、地域や関係機関等と連携・協力しながら、保護者の生活及び就労支援、子どもの居場所づくり等に取り組みます。【子育て支援課】
- 安心できる地域医療体制確保のため、西諸医師会の協力を得て、日曜祝日在宅当番医制と平日夜間及び日祝日（小児科）の急病診療体制を維持・継続します。【医療介護連携室】
- 脇見等による交通事故や高齢者の事故・犯罪等による被害を防ぐため、関係機関と連携しながら、交通安全意識・防犯意識の高揚を図ります。【危機管理課】

◆ 行政の主な取組（続き）

- 各区自主防災組織において、主体的に研修や訓練等が実施されるよう、地域の防災訓練や防災活動に必要な物資及び資機材の備蓄等について定めた地区防災計画の策定を推進するとともに、自主防災組織の活動を支援します。【危機管理課】
- 地域の防災力強化を図るため、防災士や市民防災リーダー、災害ボランティアコーディネーター等の地域防災の担い手育成を推進します。【危機管理課】
- 自主防災組織連絡協議会を設置し、地域の防災体制の充実及び連携体制強化を図ります。【危機管理課】
- 地域活動及びコミュニティ活動を推進します。【企画政策課】
- 地域コミュニティ施設（自治公民館等）のバリアフリー化を推進します。【企画政策課】
- 高齢者、子ども、障がい者等が安心・安全に生活できるよう歩道の段差解消及び歩道の設置を推進します。【建設課】

基本目標3 地域の課題に地域で取り組むことができる体制づくり

少子高齢化や核家族化が進行する中、地域においては様々な課題が生じています。

地域の課題の解決においては、地域住民が連携して取り組むことが必要ですが、自治会やボランティア団体等の地域組織においては、人口減少や地域のつながりの希薄化等による人材不足が課題となっています。

そのため、子どもから大人までが生涯を通じてお互いを思いあう福祉の心を、地域社会及び教育機関が協力して育むことにより、より多くの市民にボランティア活動に参加してもらうための取組を推進する必要があります。

また、地区・校区社会福祉協議会や自治会、友愛クラブのように地域に根ざした活動を行う団体や、ボランティア団体、NPO法人、当事者団体等の福祉活動を実践している団体がありますが、団体間のつながりは地域によって異なっているのが現状です。

地域福祉活動の推進には、これらの活動が連携・協力し、地域の身近な問題を解決できる仕組みづくりを行っていく必要があります。

(1) 地域福祉に関する意識の醸成

地域福祉は、障がいの有無や年齢、性別等に関係なく地域に暮らす住民同士がお互いを認め合い、誰も排除されず受け入れられ、ともに生きていく地域社会を基盤としています。

地域・行政・社会福祉協議会が連携し、偏見や差別等をなくしていくための人権教育・啓発活動を推進し、人権意識の醸成を図ります。

また、見守り・支え合う地域づくりを実現するためには、子どもから大人まで全ての住民一人ひとりの心の中に、相手を尊重し、見守り・支え合う福祉の心を育てることが必要です。

ボランティア養成講座や各種体験事業等の充実に取り組むとともに、全世代を対象とした福祉教育の推進に努めます。

(2) 地域福祉を支える担い手の育成

地域福祉を推進していく上では、市民一人ひとりが地域の担い手としての意識を持って活動していくことが重要です。

地域の誰もが地域活動に参加しやすくするため、研修会の開催等による地域福祉を担う人材が育つ環境づくりを推進します。

(3) 地区・校区社会福祉協議会の活性化

本市においては、地域による支え合いの実践の組織として、市内の各地区・校区に地区・校区社会福祉協議会が組織されており、健康づくりや見守り活動等、身近な地域による支え合いを主とした活動が展開されています。

少子高齢化や核家族化が進行する中、地区・校区社会福祉協議会の重要性は増していることから、地区・校区社会福祉協議会の活動の充実と身近な地域による支え合いを主とした活動を推進します。

(4) 住民主体による助け合いの体制づくり

地域で「困っている人」、「支援が必要な人」を把握した際に、見て見ぬふりをしたり、誰かに任せようとしたりするのではなく、「自分たちで何かできないか」と思える意識の醸成はとても重要です。

地域住民が「他人事」を「我が事」として、地域の課題に気付き、地域住民だからこそできることを模索し、公的サービスではできない地域特有の解決を目指すことができる体制づくりを推進します。

(5) 地域内のネットワーク構築の推進

本市においては、地区・校区社会福祉協議会や自治会、友愛クラブ、ボランティア団体、NPO法人、当事者団体、福祉事業者、一般企業等がそれぞれ活動していますが、地域の身近な課題を解決するためには、これらの団体が連携・協力し、課題解決に取り組んでいくことが重要です。

地域内の身近な課題の解決に向け、団体同士が連携して取り組むことができるよう、それぞれの地域の課題や実情に合った地域内のネットワーク構築を推進します。

(6) 地域で活動する団体等との連携の推進

地域においては、地区・校区社会福祉協議会や自治会、民生委員・児童委員、友愛クラブなど多くの人々や団体が、地域内の課題や問題の解決のため、様々な活動を行っています。

しかし、行政や専門機関等の協力がなくては、地域の課題や問題を全て解決することは困難です。

一方、行政や専門機関等においても、地域との連携や地域からの協力がなくては、支援が必要な人と誰一人支援から漏れることなくつながり、必要な支援を提供していくことは困難です。

地域課題等の解決や支援が必要な人を必要な支援へとつなげるため、行政や専門機関等と地域で活動する団体・人等が連携・協力する体制の強化を推進します。

◆ 住民ができること

- ・自治会に加入しましょう。
- ・自分が住んでいる地域の一人暮らし高齢者等に対する見守りを心がけましょう。【再掲】
- ・自治会や地区・校区社会福祉協議会等の地域活動、ボランティア活動等に参加・協力しましょう。【再掲】

◆ 地域ができること

- ・様々な機会を通じて、地域住民に地域活動やボランティア活動等への参加を呼びかけましょう。【再掲】
- ・地区・校区社会福祉協議会の活動内容の周知を図りましょう。
- ・地区・校区社会福祉協議会の活動の充実に努めましょう。
- ・地域の関係団体や関係機関との連携を強化しましょう。【再掲】
- ・地域活動での困りごとは、必要に応じて行政や社会福祉協議会に相談しましょう。【再掲】

◆ 社会福祉協議会の主な取組

- ・地域の活動や災害に備えた取組等をSNSやホームページ、広報誌等により情報発信を行い、地域住民やあらゆる機関への周知を図ります。【再掲】
- ・地域や団体、学校、事業所等を対象に、事業の紹介や体験を行う福祉教育や様々なテーマの出前講座の開催を推進することで、情報提供・共有を図るとともに、地域福祉への理解向上を図ります。
- ・地域における見守り体制の充実と地域活動のより一層の活性化を図るため、「地域の協力員」等の発掘・育成を推進します。【再掲】
- ・ボランティアの育成及びボランティア活動の拡充を図るため、研修会や講座等の開催、活動の場の拡大等を推進し、ボランティアセンター機能の充実を図ります。【再掲】
- ・一般就労が困難な人等も地域福祉を支える担い手として受け入れるなど、地域の多様な主体が地域福祉に係る地域資源として活躍できるような取組を推進します。
- ・地区・校区社会福祉協議会活動の充実を図るため、地区・校区社会福祉協議会ごとに策定した「地区・校区福祉活動計画」に基づく、地域特性に合わせた活動を支援します。
- ・地域ごとの活動拠点が整備できるよう、地域ごとの交流活動や場所の確保を支援します。【再掲】

◆ 社会福祉協議会の主な取組（続き）

- ・座談会の開催や地区・校区社会福祉協議会が開催する「我がごと会議」の開催支援を通じて、地域住民が地域の課題について検討する機会を設けるとともに、地域だけでは解決できない課題について、多機関協働検討会議等の多職種・多機関による支援につなぎ、課題の解決を図ります。
- ・有償たすけあいサービス事業（生活支援サービス）が各地域で展開できるよう支援します。【再掲】
- ・地区・校区社会福祉協議会を中心に、自治会やきずな協働体、友愛クラブのように地域に根差した活動をする団体と地域にある施設や福祉団体、企業等がネットワークを構築し、地域課題の発見や解決に取り組むことができる体制づくりを推進します。
- ・事業の展開にあたって、「連携・協働の場」（プラットフォーム）としての役割を十分に発揮し、地域住民や関係機関・団体等あらゆる関係機関の参加と協働を推進します。

◆ 行政の主な取組

- ・広報紙や市のホームページ、各種事業等を通じた保健医療・福祉サービスや相談窓口、各種事業等に関する情報提供を推進します。【庁内各課】【再掲】
- ・災害時の要支援者の迅速かつ円滑な避難支援につながるよう、避難支援等関係者や福祉専門職と協力・連携し、要支援者ごとの個別の計画を作成に取り組みます。【福祉課・危機管理課】【再掲】
- ・福祉課題の掘り起こしや地域課題の解決などを地域で受け止めたり、支援することができる体制づくりや人材の育成を支援します【福祉課】
- ・地区・校区社会福祉協議会や民生委員・児童委員、ボランティア団体等、地域の福祉活動団体の活動（特に地域の見守り、安否確認等の活動）を支援します。【福祉課】【再掲】
- ・高齢や認知症になっても安心して暮らせるまちづくりに地域で取り組む「地域包括ケア推進サポーター」を養成します。【長寿介護課】【再掲】
- ・認知症の人やその家族等の介護者、専門職、地域住民等が集う場として提供され、お互いの交流や情報交換等ができるe-カフェ（認知症カフェ）について、e サポーター（認知症サポーター）による立ち上げや運営を支援することで、認知症の人やその家族を支援します。【長寿介護課】【再掲】
- ・地域福祉の推進に係る地域資源の開発を行う「生活支援体制整備事業」において、地域のニーズと地域資源のマッチング等を行う「生活支援コーディネーター」を配置し、地域のニーズに応じた支援策を検討します。【長寿介護課】

◆ 行政の主な取組（続き）

- 市民の心の健康づくりを支援する「こころの健康サポーター」、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応をとることができる「ゲートキーパー」を養成します。【健康推進課】
- 子育てを手助けしてほしい人と子育ての援助を行いたい人がそれぞれ会員となり、地域の中で育児を支え合う小林市ファミリー・サポート・センター事業を推進します。【子育て支援課】【再掲】
- 地域の防災力強化を図るため、防災士や市民防災リーダー、災害ボランティアコーディネーター等の地域防災の担い手育成を推進します。【危機管理課】【再掲】
- 自主防災組織連絡協議会を設置し、地域の防災体制の充実及び連携体制強化を図ります。【危機管理課】【再掲】
- 地域活動及びコミュニティ活動を推進します。【企画政策課】【再掲】
- 地域の課題や実情に合った持続可能なネットワーク組織（きずな協働体等）の構築及び活動支援を行います。【企画政策課】
- 人権意識の醸成を図るため、学校や地域の福祉団体等に対し、人権に係る学習・啓発活動の機会を提供します。【市民課】
- 総合的な学習の時間の学習内容の改訂を実施するなど、学校における福祉教育の充実を図ります。【学校教育課】
- 健全な児童生徒の育成のため、保護者や地域住民が学校と一体となって学校運営に参画する仕組みとして導入しているコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を推進します。【学校教育課】

第5章 地区別計画



・地区別計画について

市内各地域において設立されている「地区・校区社会福祉協議会」においては、活動の目的や方向性をより明確にしたうえで、地域の実情を踏まえた地域福祉活動に取り組んでいくことが重要です。

地区・校区社会福祉協議会ごとに作成した「地区・校区福祉活動計画」を小林市地域福祉活動計画の一部として本章に掲載することにより、地域や小林市社会福祉協議会、行政、その他関係機関が一体となり、各地域における地域福祉活動を推進するものです。

細野校区社会福祉協議会 目標

【スローガン】

人と人がつながり、健康で暮らしつづけられる細野校区を目指します。

【目標1】 高齢者等の健康づくりの推進

住民誰もが参加のしやすい、住民主体の健康体操教室等を推進・支援します。



【目標2】 人とのつながりが図れる地域づくり

高齢者のつながりが図れるよう、各関係機関と連携し、細野校区全域の敬老会を継続します。



【目標3】 地域による支えあい活動の推進

地域住民による支えあい活動の推進を図るため、先進地等の活動を積極的に取り入れていきます。



【概要】

設立：昭和59年

構成区：細野1区、細野2区、細野3区

人口：4,863人(2,459世帯)

活動：貯筋運動教室、先進地研修会、敬老会、ふれあい会食会、防災活動、絶景ウォーク協力、認知症声掛け見守り訓練、支え合いマップ作成等

三松校区社会福祉協議会 目標

【スローガン】

住民だれもがいつまでも健康で、安心してすごせる三松校区を目指します。

【目標1】 高齢者等の健康づくりの推進

住民誰もが参加のしやすい、住民主体の健康体操教室等を推進・支援します。



【目標2】 子供が安心して登校できる地域

小中学生が安心して登校ができるよう、見守り活動を推進します。



【目標3】 先進的な住民主体の取組みの推進

先進地等の活動を積極的に取り入れていきます。



【概要】

設立：昭和59年

構成区：南堤区、北堤区、西堤区、水流迫区

人口：6,704人(3,068世帯)

活動：運動教室、先進地研修会、敬老会、世代間交流事業、防災活動、登下校見守り活動、認知症声掛け見守り訓練、支え合いマップ作成等

南小校区社会福祉協議会 目標

【スローガン】

地域の困りごとが早期に発見・解決ができる安心な南小校区を目指します。

【目標1】 地域による支えあい活動の推進

たすけあいサービス活動を推進し、住民のちょっとした困りごとが解決できる地域づくりを推進します。



【目標2】 地域のニーズを把握できる体制構築

各区において、座談会等を実施し、地域のニーズを把握できる体制を構築します。



【目標3】 多世代交流事業の推進

南小学校と連携し、多世代で取組む事業を推進します。



【概要】

設立：令和2年

構成区：後川内区、南島田区、新生町区、永田町区、本町区、通り町区、南西1の東区

人口：5,089人（2,500世帯）

活動：各地区地域福祉座談会、有償たすけあいサービス事業等

東方校区社会福祉協議会 目標

【スローガン】

笑顔あふれ、安心して暮らせる東方校区を目指します。

【目標1】 いつまでも綺麗な地域づくり

学校等と連携し、花いっぱい運動を推進します。



【目標2】 高齢者等が安心して暮らせる地域づくり

独居高齢者宅の訪問や、サロンやグラウンドゴルフ等の健康づくりを推進します。



【目標3】 多世代交流事業の推進

世代間交流事業等をとおして、地域を愛する心を育てます。



【概要】

設立：昭和60年

構成区：東方1区、東方2区、

人口：1,789人(886世帯)

活動：熊野神社清掃ボランティア、高齢者交流活動、小・中・支援学校交流事業、花いっぱい運動、高齢者宅友愛訪問活動、地域福祉座談会等

永久津校区社会福祉協議会 目標

【スローガン】

笑顔あふれ、安心して暮らせる永久津校区を目指します。

【目標1】子育てのしやすい「地域づくり」

学校を中心に、子育てのしやすい地域づくりを推進します。



【目標2】いつまでも住みやすい「環境づくり」

子供から、大人まで住みやすい環境づくりを目指します。



【目標3】ふるさとを大切にし、伝統文化を守る「人づくり」

伝統文化を継承し、ふるさとを大切にする人づくりを目指します。



【概要】

設立：昭和60年

構成区：北西2区

人口：989人（488世帯）

活動：敬老会支援事業、子供放課後教室運営支援事業、永久津校区夏祭り支援事業、いきいき公民館活動、深奏太鼓活動支援伝承事業等

西小林校区社会福祉協議会 目標

【スローガン】

人に優しく、笑顔あふれ、安心してすごせる住み良い西小林校区を目指します。

【目標1】 地域住民の社会福祉に対する正しい理解と活動の推進

認知症や福祉に関する研修を積極的に実施します。



【目標2】 在宅福祉サービスの推進

校区内のサロン活動や地域活動等の運営支援を推進します。



【目標3】 住みよい地域環境づくり

地域福祉協力員を配置し、地域環境の拡充を推進します。



【目標4】 児童、子供、高齢者、障がい者に対する地域住民の目配り、気配り活動

- ・にっこばまちづくり協議会と連携し推進します。
- ・三世代ふれあい交流を推進します。

【目標5】 校区社協役員、福祉推進委員による愛の友愛訪問

年間をとおして、愛の目配り、気配り運動を推進します。

【概要】

設立：平成3年

構成区：南西1の西区、南西2区、南西4区、北西1区、北西3区

人口：3,415人(1,710世帯)

活動：中学校連携認知症サポーター養成講座、三世代交流事業、友愛訪問等

幸ヶ丘校区社会福祉協議会 目標

【スローガン】

人に優しく、安心して、いつまでも綺麗な幸ヶ丘校区を目指します。

【目標1】 災害に備える地域づくり

避難訓練、救助訓練、給食給水訓練、声掛け訓練を実施し、災害に備える地域づくりを推進します。



【目標2】 いつまでも綺麗な地域づくり

各地区公民館や道路、小学校等の清掃を実施し、いつまでも綺麗な幸ヶ丘地区にします。



【目標3】 人とのつながりが図れる地域づくり

敬老会や、小学校と地区の運動会等を関係機関と連携しながら実施し、つながりが図れる地域にします。



【概要】

設立：昭和59年

構成区：南西3区

人口：377人（126世帯）

活動：公民館・地区内・小学校等の草刈り清掃、世代間交流事業、敬老会、グラウンドゴルフ大会、支え合いマップ事業、防災訓練等

須木中央校区社会福祉協議会 目標

【スローガン】

みんなに優しく、安心安全に暮らせる、さわやかな地域を目指します。

【目標1】顔の見える地域づくり

子ども達が安心して登下校ができる地域づくりを推進します。



【目標2】高齢者の見守りができる地域づくり

一人暮らしの高齢者や高齢者世帯の見守り活動を推進し、安心して暮らせる地域づくりを推進します。



【目標3】さわやかな地域づくり

環境美化やリサイクル活動を地域で推進します。



【概要】

設立：平成18年

構成区：麓区、永田区、原区、中河間区、奈佐木区

人口：1,075人(612世帯)

活動：地区別研修・美化活動、認知症見守り声掛け訓練、先進地視察研修、登下校見守り活動、支え合いマップ事業、一人暮らし高齢者見守り活動等

鳥田町校区社会福祉協議会 目標

【スローガン】

人に優しく、安心して、いつまでも健康で暮らせる鳥田町校区を目指します。

【目標1】 安心・安全な地域づくり

交通安全活動を実施し、安心・安全な鳥田町校区を目指します。



【目標2】 いつまでも健康ですごせる地域づくり

グラウンドゴルフや健康体操などを積極的に取り入れ、健康増進に努められる地域づくりを推進します。



【目標3】 人とのつながりが図れる地域づくり

世代間交流や、季節の行事を実施し、人とのつながりや関わりが図れる地域づくりを推進します。



【概要】

設立：平成18年

構成区：夏木区、堂屋敷区、下九瀬区、上九瀬区

人口：246人（151世帯）

活動：七夕作り事業、交通立当番事業、認知症見守り声掛け訓練、各研修会、健康づくりグラウンドゴルフ大会事業、住民交流事業等

内山校区社会福祉協議会 目標

【スローガン】

いつまでも生きがいを持ちながら、健康で暮らせる内山校区を目指します。

【目標1】 高齢者等の生きがいの創出ができる地域

健康増進や生きがいにつながる活動を推進していきます。



【目標2】 いつまでも綺麗な地域づくり

区内のグラウンドや道路等の美化活動、植栽活動を推進し、いつまでも綺麗な内山校区を目指します。



【目標3】 人とのつながりが図れる地域づくり

世代間交流の推進や、認知症に理解のある地域づくりを目指します。



【概要】

設立：平成18年

構成区：内山区

人口：153人（81世帯）

活動：認知症サポーター養成講座事業、運動公園美化活動、植栽活動、グラウンドゴルフ、地域住民交流等

紙屋校区社会福祉協議会 目標

【スローガン】

人に優しく、みんなで助け合い・支えあう紙屋校区を目指します。

【目標1】世代間交流事業の推進

保育園・小中学校と連携し、世代間交流事業を推進します。



【目標2】人とのつながりが図れる地域づくり

高齢者宅等への友愛訪問をしながら、人とのつながりが図れる地域づくりを推進します。



【目標3】安心して生活ができる地域づくり

防犯、交通安全活動、見守り活動等を実施し、安心して生活のできる地域づくりを推進します。



【概要】

設立：平成23年

構成区：野尻1区、野尻2区

人口：1,491人(790世帯)

活動：高齢者宅友愛訪問事業、小中学校連携世代間交流事業、先進地研修、登下校見守り活動、交通安全教室等

のじり校区社会福祉協議会 目標

【スローガン】

助け合い・支えあう、のじり校区を目指します。

【目標1】 こども見守り事業の推進

小中学生が事故・災害にあわないよう、見守り隊を編成し、こども見守り事業の推進をしていきます。



【目標2】 高齢者等をみんなで支えあう地域づくり

高齢者等の見守り事業や、高齢者支援事業を関係機関と連携し、高齢者にやさしい地域づくりを推進します。



【目標3】 災害に備えた地域づくり

大規模災害発生時の対応や、災害時避難場所等の確認等を行い、災害に備えた地域づくりを推進します。



【概要】

設立：平成27年

構成区：野尻3区、野尻4区

人口：3,054人（1,520世帯）

活動：ブロック会議事業、認知症見守り声掛け訓練事業、高齢者見守り事業、こども見守り事業、避難所運営訓練、先進地視察研修等

栗須校区社会福祉協議会 目標

【スローガン】

みんなで助け合い・支えあい、笑顔あふれる栗須校区を目指します。

【目標1】 安心・安全な地域づくり

地域見守り隊を設置し、消防団や関係機関等との連携による巡回見守りを推進します。



【目標2】 人とのつながりが図れる地域づくり

スマイルフェスタや敬老会等を協力員、民生委員児童委員等と連携し推進します。



【目標3】 災害に備えた地域づくり

防災訓練等を実施し、災害に備えた地域づくりを推進します。



【概要】

設立：平成29年

構成区：野尻5区、野尻6区

人口：2,637人(1,308世帯)

活動：みかんやまフェスタ、災害時炊き出し訓練、消防団連携地域見守り活動
事業推進会議等

西町1区社会福祉協議会 目標

【スローガン】

みんなで助け合い・支えあい、安心して暮らせる西町1区を目指します。

【目標1】 人とのつながりが図れる地域づくり

敬老会の実施や、友愛訪問等を実施し、人とのつながりが図れる地域づくりを推進します。



【目標2】 先進的取組みの推進

福祉に関する先進地等の活動を積極的に取り入れていきます。



【目標3】 災害に備える地域づくり

近隣の区や関係者等と連携し、災害に備える地域づくりを推進します。



【概要】

設立：平成4年

構成区：西町1区

人口：677人（353世帯）

活動：敬老会、先進地研修、防災会議、グラウンドゴルフ大会、交通安全研修会等

西町2区社会福祉協議会 目標

【スローガン】

みんなで支えあい、安心して暮らせる西町2区を目指します。

【目標1】 いつまでも綺麗な地域づくり

地区内で一斉に美化活動等を実施し、綺麗な地域づくりを推進します。



【目標2】 人とのつながりが図れる地域づくり

地区内の世帯調査や、敬老会、世代間交流事業等を実施し、人との交流が図れる地域づくりを推進します。



【目標3】 災害に備える地域づくり

避難訓練等の実施、防災に関する啓蒙活動を推進します。



【概要】

設立：平成4年

構成区：西町2区

人口：798人（380世帯）

活動：地域内世帯調査、地区内一斉清掃、敬老会、避難訓練、防災まちあるき、防災対策啓蒙活動、世代間交流事業、秋葉神社祭、健康研修等

西町3区社会福祉協議会 目標

【スローガン】

みんなで支えあい、安心して、健康増進が図れる西町3区を目指します。

【目標1】 先進的取組みの推進

福祉に関する先進地等の活動を積極的に取り入れていきます。



【目標2】 災害に備える地域づくり

避難訓練等の実施、防災に関する啓蒙活動を推進します。



【目標3】 健康増進を図れる地域づくり

グラウンドゴルフ・ウォーキング・体操等に取り組み、健康増進が図れる地域づくりを推進します。



【概要】

設立：平成4年

構成区：西町3区

世帯数：593人（292世帯）

人口：先進地研修、災害訓練、グラウンドゴルフ大会、ウォーキング大会、住民交流会、健康研修会等

仲町区社会福祉協議会 目標

【スローガン】

みんなで支えあい、安心して、健康増進が図れる仲町区を目指します。

【目標1】 人とのつながりが図れる地域づくり

年間を通して、友愛訪問や敬老会等を実施し、人とのつながりが図れる地域を推進します。



【目標2】 住み良い綺麗な地域づくり

地区内の環境美化活動をとおして、綺麗な地域づくりを推進します。



【目標3】 健康増進を図れる地域づくり

介護・認知症・成人病等に関する研修会を実施し、健康増進が図れる地域づくりを推進します。



【概要】

設立：平成5年

構成区：仲町区

人口：454人（281世帯）

活動：高齢者宅友愛訪問事業、感染症対策事業、敬老会、十五夜祭、世代間交流事業、健康研修、地区内清掃、グラウンドゴルフ大会等

真方1区社会福祉協議会 目標

【スローガン】

みんなで支えあい、安心して、健康増進が図れる真方1区を目指します。

【目標1】健康増進を図れる地域づくり

専門職や関係機関と連携し、健康に関する講習等を実施し、健康増進を図れる地域づくりを推進します。



【目標2】伝承活動の推進

季節の行事やしめ縄作り等を実施し、伝承活動を推進します。



【目標3】人とのつながりが図れる地域づくり

グラウンドゴルフやミニバレー、一人暮らし高齢者との友愛活動を実施し、人とのつながりが図れる地域を推進します。



【概要】

設立：平成15年

構成区：真方1区

人口：804人（420世帯）

活動：健康研修会、運動会、球技大会（グラウンドゴルフ、ミニバレー）、一人暮らし高齢者の集い、伝統文化伝承活動等

坂元区社会福祉協議会 目標

【スローガン】

ご近所同士で協力・支えあい「安心・安全」な「よか坂元づくり」を目指します。

【目標1】世代間交流事業の推進

坂元親子会館、坂元広場、坂元農園を活用して、子供から高齢者まで多世代が集う、ふれあいの場づくりを推進します。



【目標2】高齢者子どもにやさしい地域づくりの推進

地域福祉協力員やふくし係が連携し、地区民と一緒に、子どもや高齢者の見守り・声かけ活動を推進します。



【目標3】災害に備える地域づくりの推進

災害に備える日頃の心得や防災訓練、声かけ訓練を実施し、災害に備える地域づくりを推進します。



【目標4】たすけ愛活動の推進

毎月高齢者が集うさかもと茶屋と高齢者のちょっとした困りごとに気軽に対応する支え合い活動を推進します。



【概要】

設立：平成26年

構成区：坂元区

人口：558人（214世帯）

活動：世代間交流事業、体育大会、敬老会、交流の場づくり（さかもと茶屋）、子ども・高齢者見守り声掛け活動、地域防犯防災活動等

南真方西区・緑町区社会福祉協議会 目標

【スローガン】

ご近所同士と協力・支えあい、健康増進の図れる地域づくりを目指します。

【目標1】健康増進を図れる地域づくり

気軽に参加ができる体操等教室を実施し、健康増進を図れる地域づくりを推進します。



【目標2】先進的取組みの推進

福祉に関する先進地等の活動を積極的に取り入れ、地域福祉活動の推進を図ります。



【目標3】たすけあい活動の推進

住民のちょっとした困りごとが解決できる地域づくりを推進します。



【概要】

設立：平成27年

構成区：南真方西区、緑町区

人口：544人（272世帯）

活動：健康体操教室、各種研修会、住民交流会、高齢者見守り活動、関係機関連携活動等

南真方東区・南真方区社会福祉協議会 目標

【スローガン】

笑顔があふれ、安心・安全・健康にすごせる地域づくりを目指します。

【目標1】世代間交流事業の推進

多世代で参加ができる催し等を実施し、世代間で交流が図れる活動を推進します。



【目標2】災害に備える地域づくり

防災訓練や研修会等を実施し、災害に備える地域づくりを推進します。



【目標3】健康増進の図れる地域づくりの推進

ウォーキングやグラウンドゴルフ、茶飲ん場等について実施・支援し、健康増進が図れる地域づくりを推進します。



【概要】

設立：平成28年

構成区：南真方東区、南真方区

人口：1,841人(907世帯)

活動：夏祭り、防災訓練・講習会、地域資源探訪ウォーキング、交流会、グラウンドゴルフ、心肺蘇生講習会等

第6章 小林市再犯防止推進計画

・小林市再犯防止推進計画について

「第4期小林市地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、地域福祉全般を網羅する内容とするとともに、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく「地方再犯防止推進計画」の内容を含む計画として位置づけています。

第6章においては、再犯防止推進に関する今後の方針等の特記すべき事項について記載します。

第6章 小林市再犯防止推進計画

1 計画策定の趣旨

全国の刑法犯の認知件数は平成14年の285万4千件をピークに減向が続き、令和元年には74万9千件と、ピーク時のおよそ4分の1の水準まで減少しています。

一方、刑法犯により検挙された再犯者の割合は、平成8年(27.7%)以降、上昇傾向が続き、令和元年には48.8%と5割近くに達しています。

犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、障がい、厳しい生育環境等の様々な生きづらさを抱えるとともに、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。

生きづらさを抱える人の課題に対応し、その再犯を防止するためには、更生保護に係る保護観察所、保護司、協力雇用主、更生保護女性会の取組だけでは、その内容・範囲に限界があり、社会復帰後に地域社会で孤立させない「息の長い」支援等を行政や民間団体等が緊密に連携・協力して実施する必要があります。

平成28年12月に成立・施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」においては、再犯の防止等に関する施策を実施する等の責務が国だけでなく地方公共団体にもあることが明記されるとともに、地方再犯防止計画の策定が努力義務として課されました。

罪を犯した人等の円滑な社会復帰の支援や、犯罪や非行の未然防止に取り組むことにより、安心・安全な地域づくりを推進するため、「小林市再犯防止推進計画」を策定します。

2 基本方針

平成29年12月に閣議決定された国の「再犯防止推進計画」、令和2年3月に策定された「宮崎県再犯防止推進計画」を踏まえ、罪を犯した人等が、多様化の進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員としての社会復帰を図る必要があります。

市民の犯罪被害の防止と誰もが安心・安全に生活できる地域社会づくりの実現のため、以下の重点課題に取り組みます。

- (1) 国や県、関係機関・団体等との連携強化
- (2) 就労や住居の確保等に対する支援
- (3) 保健医療、福祉サービスの利用促進
- (4) 更生保護ボランティア活動に対する支援
- (5) 広報・啓発活動の促進
- (6) 学校教育における非行の防止等

3 施策方針

(1) 国や県、関係機関・団体等との連携強化

罪を犯した人等に対する社会復帰支援の取組について、国や県と連携しながら推進します。

また、この取組は、地域福祉活動の一環であり、活動の主役は地域に生活している市民です。

罪を犯した人等の多様なニーズに対応していくために地域で活動する更生保護ボランティア団体、民生委員・児童委員、ボランティア団体、福祉サービス事業者、社会福祉協議会等が担い手の中心として考えられます。

そのため、関係機関・団体等の連携・協働による取組を推進します。

(2) 就労や住居の確保等に対する支援

刑務所出所者等が安定した職を得てそこに定着するためには、本人の意向や適性等を踏まえたきめ細かな支援が必要です。

就労のためには犯罪前歴者等を雇用し、更生を支える民間協力雇用主等の事業主が不可欠であることから、市内事業者に対する協力雇用主制度の広報・周知を図るとともに、公共事業等における入札参加資格の優遇措置の実施の検討等を行います。

また、安定した生活を維持できるよう、罪を犯した人や住宅に困窮する低所得者等に対し、市営住宅の提供や空き家等の低家賃での貸付等による支援の提供を検討するとともに、近隣住民とのトラブルや借金等による悩みを抱えている人に対する各種無料法律相談や日本司法支援センター（通称：法テラス）の紹介等による問題解決に対する支援を行います。

(3) 保健医療、福祉サービスの利用促進

再犯においては、医療や福祉の支援を必要としている高齢者や障がい者、薬物事犯者等に対する適切な支援が行き届かず、再犯につながったケースがあると考えられることから、適切な支援につながる体制づくりが必要です。

保健医療・福祉サービスの利用促進について、以下の取組を推進します。

- ・ 地域生活定着支援センターとの連携強化
- ・ 薬物依存のある犯罪前歴者等に対し、必要な保健・医療・福祉サービスの提供を行う機関との連携強化
- ・ 犯罪をした人等の生活困窮者への生活支援に係る相談支援体制の充実

(4) 更生保護ボランティア活動に対する支援

保護司候補者検討協議会に出席するなど、保護司適任者の確保を支援します。
また、更生保護に携わる保護司会、更生保護女性会等の活動を支援します。

(5) 広報・啓発活動の促進

社会を明るくする運動等における地域の安心・安全に関する広報啓発イベント等の開催を支援します。

(6) 学校教育における非行の防止等

学校教育における規範意識を培う指導や警察署における少年サポートセンターを中心とした非行防止教室を実施することにより、犯罪をおこすことが不利益につながるという理解につなげ、「犯罪を起こさない」「誘惑されてもはっきり断る」「犯罪に巻き込まれない」児童生徒の育成を図ります。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置により、非行の防止、いじめや不登校の対応等、相談支援体制の充実を図ります。

さらに、警察署や保護観察所等の関係機関による研修等を実施することで、市内の非行問題の状況を把握するとともに教職員の専門性を高め、積極的な生徒指導が行われるようにします。

第7章 計画の推進体制

第7章 計画の推進体制

1 協働による計画の推進

行政は、住民の福祉向上を目指し、社会福祉施策を総合的に推進する責務があります。しかし、地域における多様な生活課題を解決するためには、行政の取組だけでは担いきれないという現状があります。

地域福祉推進にあたっては、地域住民、地域活動を支える自治会（区・組）、民生委員・児童委員、ボランティア等の各種団体、社会福祉協議会、行政が協働し、福祉向上を図っていくことが重要です。

そのためには、それぞれの役割を認識しながら地域福祉の推進を図る必要があります。

(1) 住民ができること

住民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一員であることの自覚を持つことや、地域福祉の担い手として自らボランティア等の社会活動に積極的かつ主体的に参加することが求められています。

(2) 地域ができること

地域住民の生活状態の把握や福祉サービスの情報提供等を基本として、地域住民が自立し、安心して暮らせるまちづくりを推進するとともに、地域の防災・防犯活動や住民相互の親睦を深める交流活動の活性化等により、安全で住みやすく、魅力あふれる地域づくりに取り組むことが求められています。

(3) 社会福祉協議会の役割

地域福祉の推進を担う団体として、身近な地域での住民への支援を行うとともに、「地域の協力員」の配置や地区・校区社会福祉協議会に対する支援等、地域住民及び地域団体が主体となった地域活動の充実を図ります。

(4) 行政の役割

住民の福祉向上を目指し、社会福祉施策を総合的に推進する責務を果たすため、地域福祉を推進する関係機関・団体等の役割を踏まえながら、相互の連携・協力体制の強化を図るとともに、住民のニーズの把握と各地域の特性・実情を踏まえた各種施策を推進します。

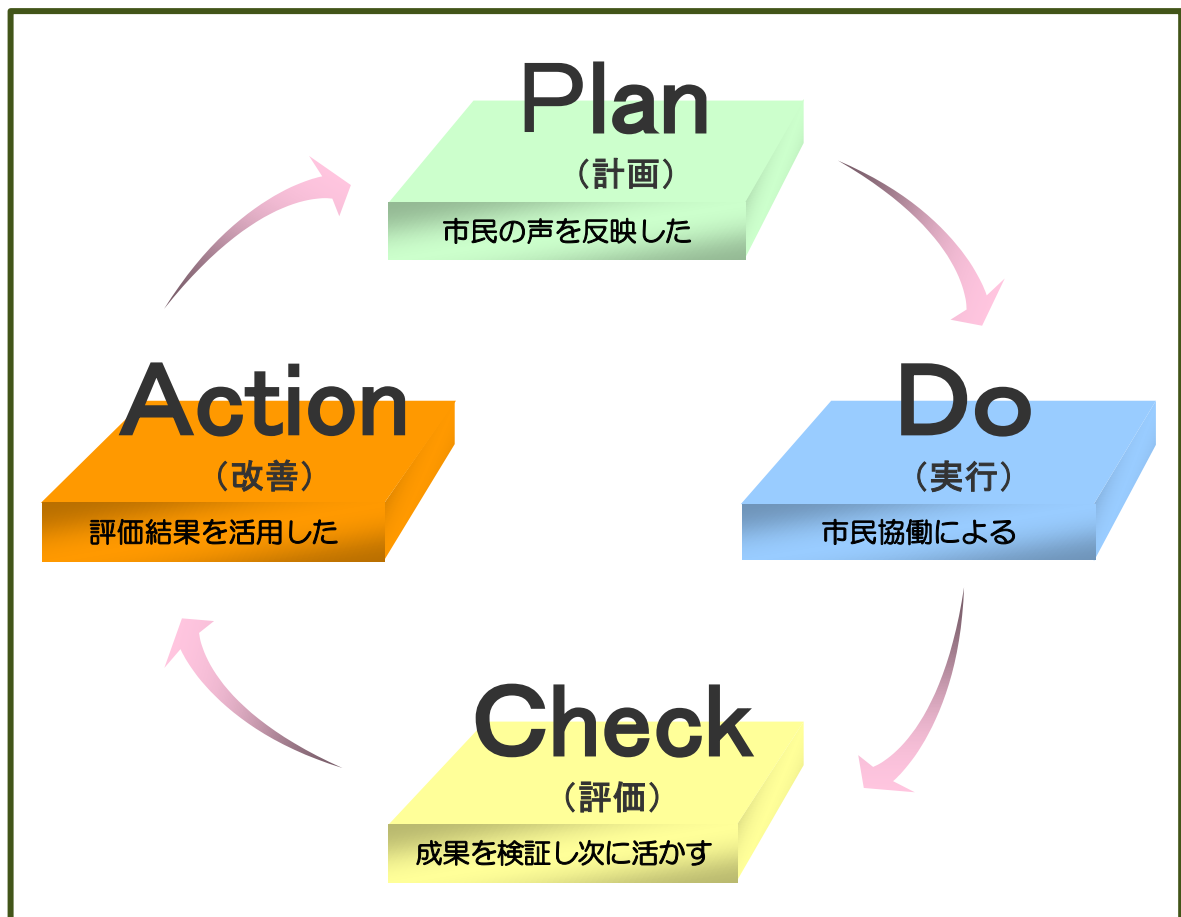
2 計画の点検・評価

地域福祉の推進には、計画策定（Plan）後、計画に基づく取組（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Action）を図るPDCAサイクルによる適切な進行管理を行うことが重要です。

このため、計画の進行管理については、庁内関係各課で構成する「地域福祉推進庁内委員会」と、住民や関係団体、関係機関等で構成する「地域福祉推進協議会」において、国の社会福祉制度改革の動向を踏まえながら、推進体制の整備と本計画の周知及び進行管理、評価・見直しを行います。

なお、特に地域の実情や特色を考慮した状況の把握を必要とする項目については、住民の積極的な参画を得て、地区・校区社会福祉協議会を単位とした地域ごとにそれぞれ点検・評価を行っていきます。

PDCAサイクルイメージ



(1) 評価指標の設定

本計画にあたっては、国が示した「市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」において数値目標の設定が望ましいとされている点、計画の評価がより明確となる点を踏まえ、評価指標を以下のとおり設定します。

◆基本目標1 分野を超えた総合的・包括的な支援を提供できる体制づくり

指標	現状	目標
重層的支援体制整備事業の実施	実施なし	令和5年までに開始
認知症初期集中チーム会議の開催回数	年12回 (R2年度)	年12回
地域ケア会議開催回数(長寿介護課開催分)	年8回 (R2年度)	年24回
地域ケア会議開催回数(須木庁舎住民生活課)	年10回 (R2年度)	年9回
子ども家庭総合支援拠点相談件数	212件 (R2年度)	500件
入退院時における医療機関・介護事業所同士の連絡率	95.8% (R2年度)	100.0% (R7年度)
小林市幼・保・小連絡協議会の実施回数	年2回 (R2年度)	年2回

◆基本目標2 地域の中で誰もが安心して生活できる地域づくり

指標	現状	目標
「安心・安全なまちづくりが実現できている」と感じている市民の割合	45.2% (R2 年度)	50.0% (R7 年度)
ふれあい・いきいきサロンの実施回数	1,141 回 (R2 年度)	2,000 回 (R7 年度)
小林市ボランティアセンター登録団体数	31 団体 (R2 年度末)	36 団体 (R7 年度末)
災害時避難行動要支援者の個別避難計画作成率	0.0% (R2 年度末)	30.0% (R7 年度末)
地域包括ケア推進サポーター数	104 人 (R2 年度末)	150 人 (R7 年度末)
e-カフェ（認知症カフェ）の設置数	4 箇所 (R2 年度末)	10 箇所 (R7 年度末)
こころの健康セミナーの実施回数	年 1 回	年 2 回
ファミリー・サポート・センターにおけるまかせて会員（子育ての援助を行う会員）数	126 人 (R2 年度末)	180 人 (R7 年度末)
日曜祝日における在宅当番医制の実施日の割合	100.0% (R2 年度)	100.0% (R7 年度)
地区防災計画の策定済地区数	1 地区 (R2 年度末)	54 地区 (R7 年度末)
市民防災リーダー数	907 人 (R2 年度末)	1,240 人 (R7 年度末)
災害ボランティアコーディネーター数	228 人 (R2 年度末)	360 人 (R7 年度末)

◆基本目標3 地域の課題に地域で取り組むことができる体制づくり

指標	現状	目標
「住んでいる地域のつながりは強い」と感じている市民の割合	46.6% (R2 年度末)	50.0% (R7 年度末)
自治会加入率	74.5% (R2 年度末)	74.5% (R7 年度末)
災害時避難行動要支援者の個別避難計画作成率【再掲】	0.0% (R2 年度末)	30.0% (R7 年度末)
地域包括ケア推進サポーター数【再掲】	104 人 (R2 年度末)	150 人 (R7 年度末)
e-カフェ（認知症カフェ）の設置数【再掲】	4 箇所 (R2 年度末)	10 箇所 (R7 年度末)
生活支援コーディネーターの配置人数	4 人 (R2 年度末)	4 人 (R7 年度末)
こころの健康サポーター数	28 人 (R2 年度末)	35 人 (R7 年度末)
ファミリー・サポート・センターにおけるまかせて会員（子育ての援助を行う会員）数【再掲】	126 人 (R2 年度末)	180 人 (R7 年度末)
市民防災リーダー数【再掲】	907 人 (R2 年度末)	1,240 人 (R7 年度末)
災害ボランティアコーディネーター数【再掲】	228 人 (R2 年度末)	360 人 (R7 年度末)
小林市ボランティアセンター登録団体数【再掲】	31 団体 (R2 年度末)	36 団体 (R7 年度末)
有償ボランティア団体数	6 団体 (R2 年度末)	15 団体 (R7 年度末)
きずな協働体（ネットワーク組織）設置数	8 団体 (R2 年度末)	9 団体 (R7 年度末)

資料編

1 用語解説

か行	
基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務を総合的に行う機関のこと。具体的には、障がい者等からの相談、情報提供、助言、地域内の相談支援事業者間の連絡調整や関係機関の連携支援を行う。
きずな協働体	市と市民が共に考え協働しながら、魅力ある快適な地域づくりを実現していくために、市民が自主的に取り組む組織。
協力雇用主	犯罪をした人等の自立及び社会復帰に協力することを目的に、犯罪をした人等を雇用し、又は雇用しようとする民間の事業主。
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人。
更生保護	犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けること。
更生保護女性会	地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体。
こころの健康サポーター	傾聴講座やゲートキーパー養成講座等の研修を修了した人のうち、市長の委嘱を受け、傾聴活動や自殺予防のPR活動等を行っている人。
子ども家庭総合支援拠点	全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象とし子育てに関する不安や悩み、不登校や家庭内暴力等の様々な相談を受け、必要な支援機関につないだり情報提供を行う拠点。
さ行	
災害時避難行動要支援者	災害時に避難する際に、高齢者、障がい者、乳幼児など、特に支援を必要とする人。
自主防災組織	災害時に避難の呼びかけ・誘導、救出・救助、初期消火、避難所の運営等を行うために、地域住民により自主的に結成される防災組織。

自助・互助・共助・公助	自助とは、自らの健康管理、市場サービスの購入等、「自分のことは自分です」という考え方。互助とは、近隣の助け合いやボランティア活動等の費用負担が制度的に裏付けられていない自発的なもの。共助とは、介護保険等のリスクを共有する社会保険制度及びサービスのこと。公助とは、税による公の負担。自助・互助・共助では対応できない状況に対し、所得や生活水準・家庭状況等の受給要件を定めた上で、必要な生活保障を行う社会福祉等。
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を担う人。
た行	
地域生活定着支援センター	福祉的な支援を必要とする犯罪をした人等に対し、刑事司法関係機関や地域の福祉関係機関等と連携・協働しつつ、必要な相談支援を提供することにより、社会復帰及び地域生活への定着を支援する都道府県設置の機関。
地域の協力員	地区・校区社会福祉協議会や自治会（区）単位で、地域福祉活動に協力する人。
地域包括ケアシステム	高齢者等の尊厳の保持と自立生活の支援を目的とし、可能な限り住み慣れた地域で生活が送れるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制。
地域包括支援センター	高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、市町村が設置している機関。地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助等を行っている。
地区・校区社会福祉協議会	住民自らが主体となり、住民自治組織、民生委員・児童委員、小・中学校PTA等を主な構成員とし、福祉のまちづくりの活動を展開する組織。
な行	
日本司法支援センター	国によって設立された法的トラブル解決のための総合案内所で法テラスと呼ばれる。法的トラブルを抱えた人への情報提供や経済的に余裕のない人を対象とした無料の法律相談等を行っている。
は行	
パブリックコメント	基本的な政策等を策定する際に、趣旨・内容等を広く公表し、住民等から寄せられた意見や情報を考慮して意思決定を行う手続き。
ふれあい・いきいきサロン	それぞれの地域において、おしゃべりやレクリエーション、趣味、体操等の活動を地域住民が主体となって行うもの。

保護観察所	保護観察や犯罪予防活動等を行う国の機関。保護観察とは、犯罪をした人又は非行のある少年が、社会の中で更生するよう、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うもの。
保護司	犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。

2 計画策定の経過

時期	実施内容
令和2年10月12日	・第1回小林市社会福祉協議会検討部会開催 内容：策定のための計画、内容、取組体制について
令和2年10月26日	・第1回小林市社会福祉協議会策定委員会開催 内容：策定のための計画、内容、取組体制について
令和2年10～12月	・社会福祉協議会アンケート調査実施 社会福祉協議会職員を対象に、現行計画の評価について調査
令和2年11月24日	・第2回小林市社会福祉協議会検討部会開催 内容：前計画の評価、地域福祉座談会について
令和3年2月	・市民アンケート調査実施 「小林市まちづくり市民アンケート調査」（対象：16歳以上の市民2,000名）において、地域福祉に関する内容を追加
令和3年3月～4月	・地域福祉推進庁内委員会アンケート調査実施 庁内委員会委員を対象に、現行計画の評価について調査
令和3年4月	・区長会アンケート調査実施 区長会総会出席者を対象に、地域福祉に関する地域の実態等について調査
令和3年6月3日	・第3回小林市社会福祉協議会検討部会開催 内容：地域福祉座談会の取り組みについて
令和3年6月	・民生委員アンケート調査実施 民生委員を対象に、現行計画の評価等について調査
令和3年6月25日	・第4回小林市社会福祉協議会検討部会開催 内容：活動計画の方向性について
令和3年6月25日	・第2回小林市社会福祉協議会策定委員会開催 内容：経過報告、地域福祉座談会について
令和3年6月～7月	・地域別座談会開催
令和3年8月3日	・第5回小林市社会福祉協議会検討部会開催 内容：地域福祉計画・活動計画の進捗状況について
令和3年8月4日	・第1回小林市地域福祉推進庁内委員会開催 内容：計画の概要説明、調査結果報告
令和3年8月	・施策等調査実施 庁内関係各課及び社会福祉協議会を対象に、今後の施策・取組の方向性について調査
令和3年8月25日	・第6回小林市社会福祉協議会検討部会開催 内容：活動計画の具体的な取り組みについて

時期	実施内容
令和3年9月22日	・第1回小林市地域福祉推進協議会開催 内容：計画の概要説明、調査結果報告
令和3年10月14日	・第7回小林市社会福祉協議会検討部会開催 内容：活動計画内容の再確認と具体的な取り組みについて
令和3年10月18日	・第2回小林市地域福祉推進庁内委員会開催 内容：計画素案の検討
令和3年10月29日	・第2回小林市地域福祉推進協議会開催 内容：計画素案の検討
令和3年11月	・行政経営会議付議
令和3年12月	・市議会報告
令和3年12月15日	・第8回小林市社会福祉協議会検討部会開催 内容：活動計画内容の最終確認と具体的な取り組みについて
令和3年12月16日	・第3回小林市社会福祉協議会策定委員会開催 内容：計画案について
令和3年12月～ 令和4年1月	・パブリックコメント（意見公募）実施
令和4年1月21日	・第2回小林市地域福祉推進庁内委員会開催 内容：パブリックコメントの結果報告、最終案の確認協議
令和4年1月	・第3回小林市地域福祉推進協議会開催（書面会議） 内容：パブリックコメントの結果報告、最終案の確認協議

3 小林市地域福祉推進実施要綱

平成 18 年 3 月 20 日

告示第 85 号

(目的)

第 1 条 この告示は、地域福祉の推進に関する実施体制等を定め、市民一人ひとりが手を携えて生活の拠点である地域に根ざして助け合い、誰もがその人らしい安心で充実した生活が送れるよう地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(協議会の設置及び任務)

第 2 条 前条の目的達成のため、小林市地域福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、次の事務を所掌する。

(1) 地域福祉計画（地域福祉活動計画を含む。以下同じ。）の策定及び実施に関する意見具申に関すること。

(2) 前号のほか、総合的な地域福祉推進に関する意見具申に関すること。

(協議会の組織)

第 3 条 協議会は、30 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1) 市民の代表

(2) 学識経験者

(3) 関係機関の代表

(4) その他市長が必要と認める者

(協議会委員の任期)

第 4 条 協議会委員の任期は 3 年とする。ただし、再任を妨げない。

(協議会の会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の中から互選により選出する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員会の設置及び任務)

第 7 条 本市行政の地域福祉施策の調整等を図るため、小林市地域福祉推進庁内委員会（以下「委員会」という。）を設置し、次の事務を所掌する。

(1) 地域福祉計画の策定及び実施に関する意見調整に関すること。

(2) 前号のほか、総合的な地域福祉推進に関する意見調整に関すること。

(委員会の組織)

第 8 条 委員会は委員 21 人以内とし、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

2 委員会に委員長を置き、福祉課長の職にある者を充てる。

(委員会の会議)

第9条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員が出席できないときは、当該委員の指名する代理の者が出席することができる。

3 委員会は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 協議会及び委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成18年3月20日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日告示第52号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日告示第74号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月30日告示第84号) 抄

(施行期日)

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月19日告示第84号)

この告示は、平成22年3月23日から施行する。

附 則 (平成22年5月18日告示第291号)

この告示は、公表の日から施行し、平成22年5月1日から適用する。

附 則 (平成23年3月30日告示第71号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日告示第99号) 抄

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日告示第83号) 抄

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年1月27日告示第15号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

委員会委員
企画政策課長が指名する主幹
総務課長が指名する主幹
財政課長が指名する主幹
ほけん課長が指名する主幹
健康推進課長が指名する主幹
建設課長が指名する主幹
市立病院事務部長が指名する係長
学校教育課長が指名する主幹
社会教育課長が指名する主幹
スポーツ振興課長が指名する主幹
市民課長が指名する主幹
税務課長が指名する主幹
長寿介護課長が指名する主幹
医療介護連携室長が指名する主幹
子育て支援課長が指名する主幹
生活環境課長が指名する主幹
危機管理課長が指名する主幹
福祉課長
福祉課長が指名する主幹
須木庁舎住民生活課長が指名する主幹
野尻庁舎住民生活課長が指名する主幹

4 小林市地域福祉推進協議会委員名簿

所 属	職 名	氏 名
西諸医師会	事務局長	遊 木 和 敏
小林保健所	所 長	工 藤 静
小林警察署	地域課長	茶 木 宏
小林市民生委員・児童委員協議会	会 長	吉 脇 辰 男
小林市区長会	副会長	中 村 祐 一
小林市友愛クラブ連合会	文化部長	岡 本 行 芳
小林市障害者福祉連絡協議会	事務局長	舞 田 慶 一 郎
小林保育会	副会長	下 別 府 敏 郎
小林市地域婦人連絡協議会	会 計	田 原 利 恵 子
小林商工会議所	事務局長	橋 満 良 三
小林市ボランティア連絡協議会	会 長	上 原 裕 子
小林市社会福祉協議会	会 長	吉 丸 政 志
細野校区社会福祉協議会	会 長	高 妻 賢 士
三松校区社会福祉協議会	会 長	水 主 卓 弥
東方校区社会福祉協議会	会 長	松 ヶ 迫 秋 子
須木中央校区社会福祉協議会	会 長	金 松 勲
栗須校区社会福祉協議会	会 長	大 浦 正 人
小林地区保護司会	会 長	椎 屋 三 八 子
小林地区更生保護女性会	顧 問	伊 藤 美 智 子
小林市	副市長	鬼 塚 保 行
小林市	教育長	中 屋 敷 史 生

5 小林市地域福祉推進庁内委員会委員名簿

所 属	職 名	氏 名
企画政策課	主 幹	平 松 佳 樹
総務課	主 幹	加 藤 悠 一 郎
財政課	主 幹	辛 島 潤 也
ほけん課	主 幹	谷 山 智 子
健康推進課	主 幹	緒 方 美 保
建設課	主 幹	久 保 田 恭 史
市立病院	係 長	勝 吉 優
学校教育課	主 幹	立 元 真 一
社会教育課	主 幹	眞 崎 勝 男
スポーツ振興課	主 幹	齋 藤 康 志
市民課	主 幹	長 井 英 雄
税務課	主 幹	濱 崎 一 博
長寿介護課	主 幹	楠 元 い ず 美
医療介護連携室	主 幹	宮 山 あ さ み
子育て支援課	主 幹	高 原 隆 一 郎
生活環境課	主 幹	川 野 知 己
危機管理課	主 幹	高 妻 司
福祉課	課 長	岩 下 経 一 郎
福祉課	主 幹	花 畑 慎 吾
須木庁舎住民生活課	主 幹	澤 克 彦
野尻庁舎住民生活課	主 幹	鶴 水 由 香

6 第4期小林市地域福祉計画・地域福祉活動計画表紙募集概要

(1) 実施の目的

イラストを考え、描くことで、地域福祉について考えるきっかけづくりになることはもとより、本市の地域福祉施策や方針について関心を持ち、本市が取り組む「福祉のまちづくり」への理解を深め、さらには積極的な地域福祉活動への住民参加や個人や団体が担う協働や地域福祉の関わり等の気づきの機会となることを目的としており、第4期小林市地域福祉計画・地域福祉活動計画の表紙を飾るイラストをとおして、地域や地域住民にとって地域福祉が身近になり、親しみを持ってもらえる計画となることを目指して実施しました。

(2) 募集対象者

市内在住、在学、在勤の方

(3) 応募作品数

59点

(4) 審査結果

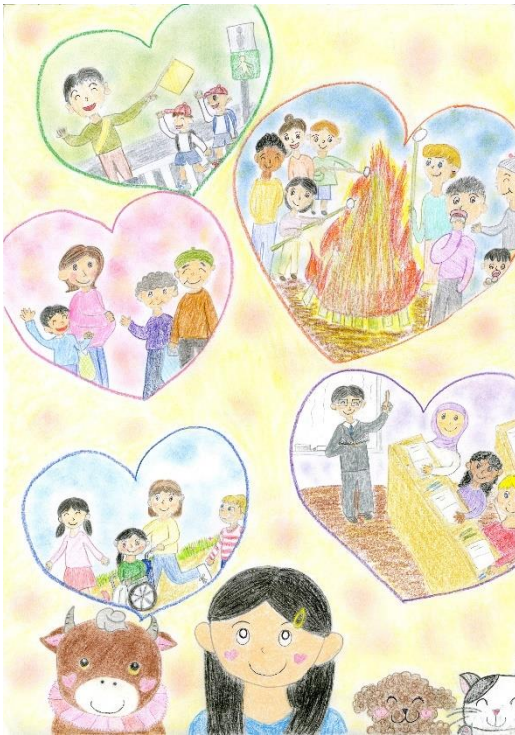
・最優秀賞

小林市立三松小学校 3年 永住 朔大さん



・優秀賞

小林市立南小学校 5年 後藤 はるのさん



小林市立南小学校 2年 福岡 百穂さん



第4期

小林市地域福祉計画・地域福祉活動計画

《令和4年度～令和8年度》

令和4年3月

編集・発行

小林市 福祉課

〒886-8501 宮崎県小林市細野 300 番地
TEL：0984-23-0111 FAX：0984-23-4934

小林市社会福祉協議会

〒886-0004 宮崎県小林市細野 367 番地 1
TEL：0984-23-3466 FAX：0984-22-8174

